

令和 8 年度 第 1 回 にかほ市地域公共交通活性化協議会

日 時 令和 8 年 6 月 2 3 日 (火)

午後 1 時 3 0 分～

場 所 にかほ市役所

象潟庁舎 大会議室

次 第

1. 開会

2. 議事

案件第 1 号 役員改選【資料 1】

案件第 2 号 令和 7 年度事業報告及び決算報告（会計監査報告）について

【資料 2－1、2－2、2－3、2－4】

案件第 3 号 令和 8 年度事業計画（案）及び予算（案）について【資料 3－1、3－2】

案件第 4 号 令和 9 年地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）認定申請について

【資料 4－1、4－2】

案件第 5 号 にかほ市地域公共交通計画策定について【資料 5】

案件第 6 号 にかほ市地域公共交通活性化協議会規約の改正および地域公共交通活性化協議会

運賃協議専門部会設置要綱の制定について【資料 6－1、6－2、6－3】

3. その他

新たな地域公共交通運行に向けた組織立ち上げ事業について【資料 7】

～ メ モ ～

令和8年度 にかほ市地域公共交通活性化協議会 委員名簿

2026/6/22

区分	No.	所属	職名	氏 名
1号	1	にかほ市	副市長	佐々木 俊孝
2号	2	東日本旅客鉄道株式会社 秋田支社	企画総務部 担当部長	小田原 博
	3	羽後交通株式会社	取締役社長	齋藤 善一
	4	株式会社象潟合同交通	事業部長	須藤 智和
3号	5	東北運輸局 秋田運輸支局	首席運輸企画専門官	大友 泰祐
	6	秋田県 観光文化スポーツ部 交通政策課	地域交通対策監	山平 路春
	7	秋田県由利地域振興局 総務企画部	地域企画課長	大森 章英
	8	東北地方整備局 秋田河川国道事務所	事務所長	尾崎 精一
	9	秋田県由利地域振興局 建設部	次長	長谷川 一仁
	10	にかほ市 農林水産建設部	部長	佐々木 修
	11	由利本荘警察署	交通課長	板垣 豊
4号	12	にかほ市自治会長連絡協議会	会長	大橋 次雄
	13	象潟自治会長連絡協議会	上郷地区	土門 保
	14	金浦自治会長連絡協議会	大竹地区	今野 一夫
	15	仁賀保地区自治会代表会	小出地区	須田 亮
	16	仁賀保地区自治会代表会	釜ヶ台地区	莊司 友勝
	17	地域公共交通利用者代表	利用者代表	伊東 温子
	18	公募委員		浅野 敏子
5号	19	にかほ市商工会	副会長	渡部 幸悦
	20	一般社団法人にかほ市観光協会	会長	辻 正美
	21	にかほ市社会福祉協議会	副会長	三島 清
	22	にかほ市老人クラブ連合会	会長	高階 峯生
	23	にかほ市地域婦人団体連絡協議会	会長	村上 和美
	24	にかほ市PTA連合会	会長	山本 正樹
6号	25	秋田県立大学システム科学技術学部 経営システム工学科	教授	嶋崎 真仁
7号	26	にかほ市 商工観光部	部長	今野 伸二
	27	にかほ市 市民福祉部	部長	齋藤 恵美
	28	にかほ市 教育委員会	次長	池田 智成
事務局	にかほ市 企画振興部 連携推進課			

令和8年度 第1回にかほ市地域公共交通活性化協議会 出席者名簿

No.	所属	第1回出欠	代理	第1回出席者職名	第1回出席者
1	東日本旅客鉄道株式会社 秋田支社	○	代理	羽後本荘駅長	齋藤 勝久
2	羽後交通株式会社	○	代理	本荘自動車営業所長	齊藤 博幸
3	株式会社象潟合同交通	○	代理	専務取締役	高橋 正浩
4	東北運輸局 秋田運輸支局	○	代理	首席運輸企画専門官	大淵 知子
5	秋田県 観光文化スポーツ部	○	代理	シニアエキスパート	高橋 一也
6	秋田県由利地域振興局 総務企画部	○		地域企画課長	大森 章英
7	東北地方整備局 秋田河川国道事務所	○	代理	調査課建設専門官	長谷川 久芳
8	秋田県由利地域振興局 建設部	○		次長	長谷川 一仁
9	由利本荘警察署	○		交通課長	板垣 豊
10	にかほ市自治会長連絡協議会	○		会長	大橋 次雄
11	象潟自治会長連絡協議会	○		上郷地区	土門 保
12	金浦自治会長連絡協議会	○		大竹地区	今野 一夫
13	仁賀保地区自治会代表会	○		小出地区	須田 亮
14	仁賀保地区自治会代表会	×			
15	地域公共交通利用者代表	○		利用者代表	伊東 温子
16	公募委員	○			浅野 敏子
17	にかほ市商工会	×			
18	一般社団法人にかほ市観光協会	○		会長	辻 正美
19	にかほ市社会福祉協議会	○		副会長	三島 清
20	にかほ市老人クラブ連合会	○		会長	高階 峯生
21	にかほ市地域婦人団体連絡協議会	○		会長	村上 和美
22	にかほ市PTA連合会	×			
23	秋田県立大学システム科学技術学部 経営システム工学科	×			
24	にかほ市商工観光部	○		部長	今野 伸二
25	にかほ市 農林水産建設部	×			
26	にかほ市 市民福祉部	○		部長	齋藤 恵美
27	にかほ市 教育委員会	○	代理	学校教育課 班長	西村 智久

役員改選

役職名	氏 名
副会長	
監 事	
監 事	

～にかほ市地域公共交通活性化協議会規程(抜粋)～

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長1名
- (3) 監事 2名

2 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(会長及び副会長)

第6条 会長は、にかほ市副市長をもって充てる。

- 2 会長は、その会務を総理する。
- 3 副会長は、委員の互選により定める。
- 4 副会長は、会長を補佐し、協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(監事)

第7条 監事は、委員の互選により定め、次に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の業務の執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 監査の結果を会長に報告すること。

令和 7 年 度 事 業 報 告

月 日	項 目	備 考
6 月 2 3 日	第 1 回 地域公共交通活性化協議会 ・ 案件第 1 号 令和 6 年度事業報告及び決算報告（会計監査報告） ・ 案件第 2 号 令和 7 年度事業計画及び事業予算 ・ 案件第 3 号 令和 8 年地域公共交通計画（地域内フィーダー系統） 認定申請（※ 1） ・ 案件第 4 号 規約の一部改正	出席者：20 人
令和 8 年 1 月 1 6 日	第 2 回 地域公共交通活性化協議会 ・ 案件第 1 号 令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業に関する 一次評価（※ 2）	書面決議

※ 1 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金とは・・・

地域間を結ぶ幹線（JR 羽越本線や路線バス本荘象潟線）を補完し、接続する支線（市コミュニティバスの一部系統）が補助対象となる。補助要件を満たし交付が決まると、補助対象経費の最大 2 分の 1 の補助が受けられる。

※ 2 地域公共交通確保維持改善計画とは・・・

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請（国庫補助金）に係る計画となり、本協議会の承認を得て、国土交通省へ申請。

◇令和7年度コミュニティバス利用者集計票(令和7年4月～令和8年3月)

【資料2-2】

1. 院内・小出線

項目/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計人数	前年度合計人数	前年度比
小中学生・障がい者	91	84	89	63	79	71	101	69	83	76	80	105	991	922	69
75歳以上・免返	300	280	325	333	282	338	364	301	356	330	313	333	3,855	4,103	▲ 248
一般利用者	105	90	82	70	76	57	67	84	108	92	89	71	991	1,144	▲ 153
合計人数	496	454	496	466	437	466	532	454	547	498	482	509	5,837	6,169	▲ 332

2. 釜ヶ台線

項目/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計人数	前年度合計人数	前年度比
小中学生・障がい者	196	208	234	182	71	216	238	180	197	151	187	129	2,189	2,278	▲ 89
75歳以上・免返	123	121	112	104	107	104	119	103	117	123	117	151	1,401	1,614	▲ 213
一般利用者	86	65	79	61	70	63	59	51	67	56	57	68	782	1,284	▲ 502
合計人数	405	394	425	347	248	383	416	334	381	330	361	348	4,372	5,176	▲ 804

3. 大竹線

項目/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計人数	前年度合計人数	前年度比
小中学生・障がい者	79	47	52	111	112	86	75	53	72	51	56	65	859	653	206
75歳以上・免返	434	444	416	472	443	476	573	452	527	436	447	581	5,701	5,653	48
一般利用者	149	139	117	130	148	109	129	114	123	140	115	97	1,510	1,524	▲ 14
合計人数	662	630	585	713	703	671	777	619	722	627	618	743	8,070	7,830	240

4. 上郷・長岡線

項目/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計人数	前年度合計人数	前年度比
小中学生・障がい者	105	114	128	121	69	153	141	115	104	71	91	103	1,315	1,738	▲ 423
75歳以上・免返	191	237	193	208	135	163	169	153	154	104	129	171	2,007	2,345	▲ 338
一般利用者	21	30	41	48	52	29	32	29	30	30	32	36	410	412	▲ 2
合計人数	317	381	362	377	256	345	342	297	288	205	252	310	3,732	4,495	▲ 763

5. 上郷・小滝線

項目/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計人数	前年度合計人数	前年度比
小中学生・障がい者	432	400	461	433	247	472	463	368	498	339	400	436	4,949	6,132	▲ 1,183
75歳以上・免返	599	559	586	591	547	656	727	579	673	621	662	731	7,531	6,936	595
一般利用者	173	140	212	212	181	168	154	113	123	130	132	142	1,880	1,651	229
合計人数	1,204	1,099	1,259	1,236	975	1,296	1,344	1,060	1,294	1,090	1,194	1,309	14,360	14,719	▲ 359

6. 平沢線

項目/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計人数	前年度合計人数	前年度比
小中学生・障がい者	155	119	126	120	127	128	151	107	106	104	113	130	1,486	1,447	39
75歳以上・免返	523	499	526	506	418	483	516	414	536	453	456	484	5,814	5,256	558
一般利用者	12	10	10	14	14	14	29	12	12	19	13	11	170	363	▲ 193
合計人数	690	628	662	640	559	625	696	533	654	576	582	625	7,470	7,066	404

7. 小砂川線

項目/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計人数	前年度合計人数	前年度比
小中学生・障がい者	340	334	355	357	194	390	431	374	368	288	315	278	4,024	3,767	257
75歳以上・免返	284	261	346	296	292	285	264	189	271	214	248	251	3,201	1,942	1,259
一般利用者	82	78	77	80	78	80	56	63	62	44	64	84	848	810	38
合計人数	706	673	778	733	564	755	751	626	701	546	627	613	8,073	6,519	1,554

全路線

月合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計人数	前年度合計人数	前年度比
小中学生・障がい者	1,398	1,306	1,445	1,387	899	1,516	1,600	1,266	1,428	1,080	1,242	1,246	15,813	16,937	▲ 1,124
75歳以上・免返	2,454	2,401	2,504	2,510	2,224	2,505	2,732	2,191	2,634	2,281	2,372	2,702	29,510	27,849	1,661
一般利用者	628	552	618	615	619	520	526	466	525	511	502	509	6,591	7,188	▲ 597
合計人数	4,480	4,259	4,567	4,512	3,742	4,541	4,858	3,923	4,587	3,872	4,116	4,457	51,914	51,974	▲ 60

令和7年度 にかほ市地域公共交通活性化協議会収支決算書

収入総額 88,962 円

支出総額 88,962 円

差引残額 0 円

【 歳 入 】

(単位:円)

款	項	目	決算	予算	増 減	内 訳
1 負担金	1 負担金	1 負担金	86,383	650,000	△ 563,617	にかほ市より
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	0	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑収入	2,579	1,000	1,579	預金利息
			88,962	651,000	△ 562,038	

【 歳 出 】

(単位:円)

款	項	目	決算	予算	増 減	内 訳
1 運営費	1 会議費	1 会議費	44,962	297,000	△ 252,038	委員報酬 37,200円 費用弁償 2,812円 振込手数料 4,950円
	2 事務費	2 事務費	0	30,000	△ 30,000	
2 事業費	1 事業費	1 事業費	44,000	320,000	△ 276,000	アンケート返信用封筒 44,000円
3 予備費	1 予備費	1 予備費	0	4,000	△ 4,000	
			88,962	651,000	△ 562,038	

【案件第 2 号】

会 計 監 査 報 告 書

にかほ市地域公共交通活性化協議会
会長 佐々木 俊孝 様

令和 7 年度にかほ市地域公共交通活性化協議会会計について、諸
帳簿、決算書、預金通帳および関係書類に基づき監査した結果、そ
の内容が適正かつ経理事務が正確であることを認めます。

1. 監査期日

令和 8 年 6 月 1 9 日

2. 監査対象

令和 7 年度にかほ市地域公共交通活性化協議会会計

令和 8 年 6 月 2 3 日

にかほ市地域公共交通活性化協議会

監事 大橋 次雄



監事 伊東 温子



令和 8 年 度 事 業 計 画 （ 案 ）

月 日	項 目	備 考
6 月 2 3 日	第 1 回 地域公共交通活性化協議会 ・ 役員改選 ・ 令和 7 年度事業報告及び決算報告（会計監査報告）について ・ 令和 8 年度事業計画（案）及び予算（案）について ・ 令和 9 年地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）認定申請について ・ にかほ市地域公共交通計画の策定について ・ にかほ市地域公共交通活性化協議会規約の改正および地域公共交通活性化協議会運賃協議専門部会設置要綱の制定について	
1 月 中 旬	第 2 回 地域公共交通活性化協議会 ・ 令和 8 年度地域公共交通確保維持改善事業に対する事業評価について	
2 月 中 旬	第 3 回 地域公共交通活性化協議会 ・ にかほ市地域公共交通計画の承認について ・ にかほ市コミュニティバスの路線再編およびダイヤ改正について（仮）	
	にかほ市公共交通マップ冊子版作成印刷	

令和8年度 にかほ市地域公共交通活性化協議会収支予算書（案）

収入総額 701,000 円

支出総額 701,000 円

差引残額 0 円

【 歳 入 】

（単位：円）

款	項	目	本年度	前年度	増 減	内 訳
1 負担金	1 負担金	1 負担金	700,000	650,000	50,000	にかほ市より
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	0	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑収入	1,000	1,000	0	預金利息
			701,000	651,000	50,000	

【 歳 出 】

（単位：円）

款	項	目	本年度	前年度	増 減	内 訳
1 運営費	1 会議費	1 会議費	297,000	297,000	0	委員報酬75千円（12人）×3回 費用弁償12千円（12人）×3回 振込手数料12千円（12人）×3回
	2 事務費	2 事務費	30,000	30,000	0	消耗品、通信運搬費
2 事業費	1 事業費	1 事業費	370,000	320,000	50,000	・公共交通利用啓発事業 150千円 ・公共交通マップ印刷事業 220千円
3 予備費	1 予備費	1 予備費	4,000	4,000	0	
			701,000	651,000	50,000	

地域内フィーダー系統の認定申請について

1. 地域公共交通計画との関係性

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の交付を受けて補助対象系統の運行を確保・維持しようとする場合は、地域公共交通計画に必要事項を記載する必要がある。

2. 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の概要

※次頁参照（国土交通省公表資料）

3. 補助対象者

にかほ市地域公共交通活性化協議会

※補助金は、にかほ市地域公共交通会議の口座に一旦入り、その全額を市へ納入。

4. 補助対象となる系統

- 院内・小出線② ●釜ヶ台線①②③ ●大竹線① ●上郷・小滝線①③
- 上郷・長岡線⑤ ●平沢線②

5. 主な補助要件

地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載されていることを前提として、

- ①補助対象地域間幹線バス系統（複数の市町村をまたがる系統（H13.3.31 時点））を補完するものである事又は過疎地域など交通不便地域の移動確保を目的とするものである事。
- ②補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること。
- ③新たに運行を開始又は公的支援を受けるものであること。
- ④乗車人員が2人/1回以上であること。（路線定期運行のみ）
- ⑤経常赤字が見込まれること。

6. 補助率

自治体毎に設けられる補助上限額または補助対象経費の1/2のいずれか。

※補助対象経費：補助対象経常費用と経常収益の差額

7. 計画の認定申請から補助金交付までのスケジュール

R8.6	R8.9	R8.10 ~ R9.9	R9.11	R10.1	R10.2	R10.3	R10.4
R9補助金交付申請	R9補助金交付申請	R9事業実施期間	R9補助金交付申請	R9事業評価（二次）	R9事業評価（二次）	R9補助金交付決定	R9補助金交付

1. フィーダー補助の概要

参照（国土交通省公表資料）

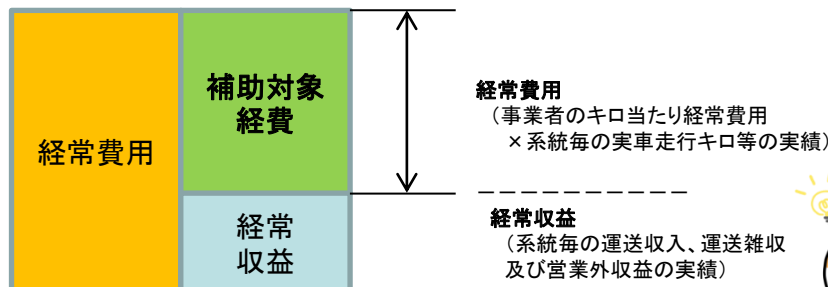
そもそも「フィーダー補助金」とは・・・？

- 正式名称は「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」（通称：フィーダー補助）
- 「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の補助メニューの1つ
- 幹線系統を補完する、赤字の支線（フィーダー）の運行経費に対する補助
- 補助対象事業者は**活性化法法定協議会**



補助率は・・・？

- 補助率は補助対象経費※1の1／2
- ※1 補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額
- **ただし、自治体毎に設けられる補助上限額と補助対象経費の1／2を比較し、金額が低い方が最終的な補助金額となる**
 - 自治体毎の補助上限額については毎年(9月頃)発出される通知文の算定式を基に算出



補助対象経費算定方法 イメージ

赤字（経常費用＞経常収益）の系統に対する補助金です。
（系統毎に判断するため、運行事業者の事業全体の収支状況が赤字であることは要件ではありません！）



主な補助要件

- 地域公共交通計画(本体)に運行系統の位置付け・役割、確保維持改善事業の必要性、運行系統に係る事業及び事業の実施主体の概要、定量的な目標・効果及び評価手法の記載があること
- 一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者又は一般乗用旅客自動車運送事業者による運行
(注意)道路運送法21条許可による運行は補助要件を全て満たしていたとしても一律補助対象外です！！
- 補助対象地域間幹線バス系統と接続※1するものであること／過疎地域等の交通不便地域を通り、地域間交通ネットワーク※2と接続するものであること(通称:接続性)
- 新たに運行を開始又は公的支援を受けるものであること(通称:新規性)※3または従前よりフィーダー対象であること
- 補助対象期間の末日(9月30日)において引き続き運行されるものであること
- 1回当たりの乗車人員が2人以上であること(定時定路線型の場合に限る。)
- 計画運行回数に対する実績の運行回数の運行割合が30%以上ある系統

※1「接続」とは同じ停留所を共有する他、近接、乗り継ぎを考慮されたダイヤ設定や乗り継ぎ割引の設定など、乗り継ぎ円滑化のためのいずれかの措置がとられているもの

※2「地域間交通ネットワーク」とは、地域間幹線バス系統(複数市町村にまたがる平日1日当たりの運行回数が3回以上のもの)、鉄道、航路、航空路

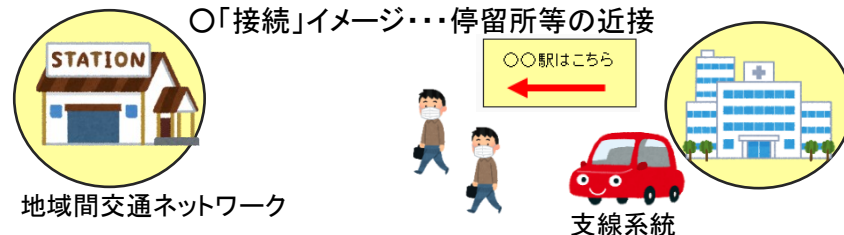
※3利便増進計画・運送継続計画に位置付けられた運行系統については新規性要件が緩和される(補助対象期間は各計画の認定期間に限る)

○「接続」イメージ…停留所等の共有



幹線系統と支線系統で同じ停留所を活用して、お互いの系統に乗り継ぎができます！

○「接続」イメージ…停留所等の近接



駅近くの病院まで行って、徒歩で駅まで行くことで乗り継ぎができます！

1. フィーダー補助の概要

補助対象系統に係る補助要件を満たすほか、**地域公共交通計画(本体)において、補助系統の地域の公共交通における位置付け、補助事業の必要性等**を記載すること

地域公共交通計画へ記載する事項

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割

補助系統について、地域に存在する様々な公共交通全体の中でどのような位置付けとなるのか明示。(幹線・支線なのか、どのような役割を担っているのかなどを記載する想定)

2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性

補助対象の地域の公共交通における位置付け・役割を踏まえて、**なぜ地域公共交通確保維持事業が必要となるのかを記載(補助系統の必要性ではないので要注意!!)**

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要

補助系統を明示するとともに、それぞれの事業内容や実施主体について記載。**あわせて、車両の更新**などの事業の方向性を記載。

4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用にかかる国又は地方公共団体の支出の額その他定量的な目標・効果及びその評価手法

地域公共交通計画全体の定量的な目標を設定し、定量的な目標に関する評価手法等について記載(個別の補助系統の目標及び目標に関する評価手法等は別紙に記載)

※地域公共交通計画別紙に記載する事項

- ・地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
- ・定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法
- ・地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組(幹線系統)
- ・その他、詳細な事項

- ・補助系統の概要及び運送予定者
- ・地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者、負担額
- ・車両の取得や貨客混載の導入等に関する事項

⇒別紙には、補助系統等に関する詳細な事項を記載し、毎年度の認定申請の際に提出。

交通計画と補助金の連動については「地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化に関する解説パンフレット」
(<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001480550.pdf>)をご覧ください！



様式第 1 - 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

令和 8 年 6 月 24 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 にかほ市地域公共交通活性化協議会
住 所 秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田 1 番地
代 表 者 氏 名 会長 佐々木 俊孝

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、
関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和 8 年 6 月 2 4 日

(名称) にかほ市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

にかほ市においては、鉄道 1 路線、路線バス 2 路線、コミュニティバス 7 路線、タクシー会社 1 社により構成されている。

にかほ市コミュニティバスは、平成 20 年の生活バス路線廃止に伴い、代替運行としてコミュニティバス運行を開始し、交通弱者の通院や買い物のための移動手段として、きめ細かな運行を行うとともに、利用実績や地域住民からの要望等を踏まえて、運行経路の変更や運賃の引き下げなど利用者の利便性の向上に努めてきた。

しかしながら、自家用車の保有率は依然として高く、さらに少子高齢化や人口減少により、公共交通機関の利用者の減少が継続しており、行政負担の増加が見込まれている。また、自らが移動手段をもたない交通弱者は潜在的に存在し、地域公共交通の役割は必要不可欠となっている。

こうしたことから、公共交通の利便性を高めるとともに、幹線と連結している支線を確保・維持することで、市民の生活の「足」の確保及び外出機会の創出につながるものであり、且つ、公共交通のネットワークの再構築を図るうえで、コミュニティバス運行は必要不可欠な地域公共交通となっている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

ダイヤ改正等により利便性の向上を図り、令和 7 年の輸送人員実績値から 1% 以上、それぞれの路線について輸送人員を増加させることを目標とする。

輸送人員			
路 線 名	現路線 実績 【令和 7 年】 (R6. 10～R7. 9)	目標値 【令和 9 年】 (R8. 10～R9. 9)	目標値 【令和 10 年】 (R9. 10～R10. 9)
院内・小出線	5,623 人	5,680 人	5,737 人
釜ヶ台線	4,753 人	4,801 人	4,850 人
大 竹 線	8,019 人	8,100 人	8,181 人
上郷・長岡線	4,123 人	4,165 人	4,207 人
上郷・小滝線	14,445 人	14,590 人	14,736 人
平 沢 線	7,560 人	7,636 人	7,713 人
合 計	44,523 人	44,972 人	45,424 人

(2) 事業の効果
地域内フィーダー系統を新設及び確保することで、以下の効果が期待できる。 ・各駅への接続による中心市街地の活性化 ・既存公共交通との連携による効率的な運行体系の実現 ・高齢者の外出機会の増大による社会参加や地域活性化の促進 ・病院や商業施設へのアクセス確保による生活環境の向上
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体 ※事業について、過去に事業評価を行っている場合には、当該評価（一次評価及び二次評価）の結果を踏まえて記載。
令和7事業年度における事業評価の結果、全体としての利用者数目標は達成したものの、一部の路線（院内・小出線、釜ヶ台線、上郷・長岡線の3路線）において利用者数が減少し、目標値に届かない状況が見られた。 1次評価では、利用者が減少している路線の地域ニーズを改めて把握し、効果的な周知啓発とともに利用促進活動を行うこととしているほか、2次評価では、需要の掘り起こしや路線の見直し等を含めた検討・取組を行うことと助言された。 これを踏まえ、令和9事業年度においては、以下の事業を行う。 ・集落サロンや老人クラブ等への出前講座を継続・強化し、公共交通に対する知識を充実させ、利用へと繋げる。（にかほ市） ・公共交通マップを作成・配布し、市内を運行する複数の公共交通を分かり易く表示することで、利用者が幅広く活用できるようにする。（にかほ市） ・利用者が減少している路線の利用需要や課題をヒアリング等により重点的に把握し、需要に応じた路線の再編やダイヤの見直しを行い、利便性を向上させる。（にかほ市）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表1を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 運行経費から国県補助および運賃収入、広告収入を差し引いた経費をにかほ市で負担。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
利用者数について、数値指標によるモニタリング・評価を実施。
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】

表 5 を添付。	
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>	
※該当なし	
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>	
(1) 事業の目標	
※該当なし	
(2) 事業の効果	
※該当なし	
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>	
※該当なし	
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>	
※該当なし	
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>	
※該当なし	
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>	
(1) 事業の目標	
※該当なし	
(2) 事業の効果	
※該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>	
※該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
・ 令和 7 年 6 月 23 日（第 1 回）	令和 6 年度事業決算報告、令和 7 年度事業予算計画、令和 8 年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）認定申請（案）について承認を得られた。
・ 令和 8 年 1 月 16 日（第 2 回）	令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業に関する一次評価について承認を得られた。
・ 令和 8 年 6 月 23 日（第 1 回）	令和 7 年度事業決算報告、令和 8 年度事業予算計画、令和 9 年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）認定申請（案）について承認を得られた。

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・ 令和元年度：コミュニティバス利用者へ利用者アンケートを実施。
- ・ 令和３年度：にかほ市地域公共交通計画策定に係る市民アンケート、高校生アンケート、民生委員・児童委員アンケート、住民グループインタビュー調査を実施。
- ・ 令和７年度：地域交通調査分析支援事業を実施し市民へのアンケートや地域公共交通の現状や課題を分析した。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田 1 番地

(所 属) にかほ市企画振興部連携推進課

(氏 名) 佐々木 直幸

(電 話) 0184-43-7510

(e-mail) renkei@city.nikaho.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記２・３については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

令和 8 年 6 月 2 4 日

(名称) にかほ市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

にかほ市においては、鉄道 1 路線、路線バス 2 路線、コミュニティバス 7 路線、タクシー会社 1 社により構成されている。

にかほ市コミュニティバスは、平成 20 年の生活バス路線廃止に伴い、代替運行としてコミュニティバス運行を開始し、交通弱者の通院や買い物のための移動手段として、きめ細かな運行を行うとともに、利用実績や地域住民からの要望等を踏まえて、運行経路の変更や運賃の引き下げなど利用者の利便性の向上に努めてきた。

しかしながら、自家用車の保有率は依然として高く、さらに少子高齢化や人口減少により、公共交通機関の利用者の減少が継続しており、行政負担の増加が見込まれている。また、自らが移動手段をもたない交通弱者は潜在的に存在し、地域公共交通の役割は必要不可欠となっている。

こうしたことから、公共交通の利便性を高めるとともに、幹線と連結している支線を確保・維持することで、市民の生活の「足」の確保及び外出機会の創出につながるものであり、且つ、公共交通のネットワークの再構築を図るうえで、コミュニティバス運行は必要不可欠な地域公共交通となっている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

ダイヤ改正等により利便性の向上を図り、令和 7 年の輸送人員実績値から 1%以上、それぞれの路線について輸送人員を増加させることを目標とする。

輸送人員			
路 線 名	現路線 実績 【令和 7 年】 (R6. 10～R7. 9)	目標値 【令和 9 年】 (R8. 10～R9. 9)	目標値 【令和 10 年】 (R9. 10～R10. 9)
院内・小出線	5,623 人	5,680 人	5,737 人
釜ヶ台線	4,753 人	4,801 人	4,850 人
大 竹 線	8,019 人	8,100 人	8,181 人
上郷・長岡線	4,123 人	4,165 人	4,207 人
上郷・小滝線	14,445 人	14,590 人	14,736 人
平 沢 線	7,560 人	7,636 人	7,713 人
合 計	44,523 人	44,972 人	45,424 人

(2) 事業の効果
地域内フィーダー系統を新設及び確保することで、以下の効果が期待できる。 ・各駅への接続による中心市街地の活性化 ・既存公共交通との連携による効率的な運行体系の実現 ・高齢者の外出機会の増大による社会参加や地域活性化の促進 ・病院や商業施設へのアクセス確保による生活環境の向上
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体 ※事業について、過去に事業評価を行っている場合には、当該評価（一次評価及び二次評価）の結果を踏まえて記載。
令和7事業年度における事業評価の結果、全体としての利用者数目標は達成したものの、一部の路線（院内・小出線、釜ヶ台線、上郷・長岡線の3路線）において利用者数が減少し、目標値に届かない状況が見られた。 1次評価では、利用者が減少している路線の地域ニーズを改めて把握し、効果的な周知啓発とともに利用促進活動を行うこととしているほか、2次評価では、需要の掘り起こしや路線の見直し等を含めた検討・取組を行うことと助言された。 これを踏まえ、令和9事業年度においては、以下の事業を行う。 ・集落サロンや老人クラブ等への出前講座を継続・強化し、公共交通に対する知識を充実させ、利用へと繋げる。（にかほ市） ・公共交通マップを作成・配布し、市内を運行する複数の公共交通を分かり易く表示することで、利用者が幅広く活用できるようにする。（にかほ市） ・利用者が減少している路線の利用需要や課題をヒアリング等により重点的に把握し、需要に応じた路線の再編やダイヤの見直しを行い、利便性を向上させる。（にかほ市）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表1を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 運行経費から国県補助および運賃収入、広告収入を差し引いた経費をにかほ市で負担。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法 利用者数について、数値指標によるモニタリング・評価を実施。
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】

表 5 を添付。	
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>	
※該当なし	
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>	
(1) 事業の目標	
※該当なし	
(2) 事業の効果	
※該当なし	
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>	
※該当なし	
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>	
※該当なし	
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>	
※該当なし	
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>	
(1) 事業の目標	
※該当なし	
(2) 事業の効果	
※該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>	
※該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
・ 令和 7 年 6 月 23 日（第 1 回）	令和 6 年度事業決算報告、令和 7 年度事業予算計画、令和 8 年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）認定申請（案）について承認を得られた。
・ 令和 8 年 1 月 16 日（第 2 回）	令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業に関する一次評価について承認を得られた。
・ 令和 8 年 6 月 23 日（第 1 回）	令和 7 年度事業決算報告、令和 8 年度事業予算計画、令和 9 年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）認定申請（案）について承認を得られた。

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・ 令和元年度：コミュニティバス利用者へ利用者アンケートを実施。
- ・ 令和３年度：にかほ市地域公共交通計画策定に係る市民アンケート、高校生アンケート、民生委員・児童委員アンケート、住民グループインタビュー調査を実施。
- ・ 令和７年度：地域交通調査分析支援事業を実施し市民へのアンケートや地域公共交通の現状や課題を分析した。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田 1 番地

(所 属) にかほ市企画振興部連携推進課

(氏 名) 佐々木 直幸

(電 話) 0184-43-7510

(e-mail) renkei@city.nikaho.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記２．・３．については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

都道府県名	市区町村名	協議会名
秋田県	にかほ市	にかほ市地域公共交通活性化協議会

年度
令和 9 年度

[illegible]

表 5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

都道府県名	市区町村名	協議会名	年度
秋田県	にかほ市	にかほ市地域公共交通活性化協 議会	令和 9 年度

	人 口
人口集中地区以外（人）	21,181 人
交通不便地域等（人）	21,181 人

交通不便地域等の内訳

人口（人）	対象地区	根拠法
21,181 人	にかほ市全域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

4-5 地域公共交通確保維持改善事業の必要性

- フィーダー系統は、広域交通を保管する役割を担い、地域内及び地域間の移動に対応する重要な路線です。
- これらの路線は、買物・通院・通勤・通学時の移動手段としても利用され、それぞれの系統が生活を支える重要な役割も担っています。
- しかしながら、自治体や事業者の運営努力だけでは維持が難しく、地域公共交通確保維持改善事業により運行を確保・維持する必要があります。

表 補助系統にかかる事業及び実施主体の概要（1/2）

系統名	起点	経由地	終点	接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
院内・小出線 ②	仁賀保駅前	小出診療所前	仁賀保駅前	平沢新町バス停留所で地域間幹線系統本荘象潟線に接続	道路運送法第4条（一般乗合）	路線定期運行	株式会社象潟合同交通	フィーダー系統
院内・小出線 ②								
釜ヶ台線 ①	釜ヶ台	院内小学校前	仁賀保駅前	仁賀保駅前バス停留所で地域間交通ネットワークJR羽越線に接続				
釜ヶ台線 ②	仁賀保駅前	小出診療所前	釜ヶ台	平沢新町バス停留所で地域間幹線系統本荘象潟線に接続				
釜ヶ台線 ③	仁賀保駅前	院内小学校前	釜ヶ台	平沢新町バス停留所で地域間幹線系統本荘象潟線に接続				
大竹線 ①	金浦駅	大竹	仁賀保駅前	平沢新町バス停留所で地域間幹線系統本荘象潟線に接続				

表 補助系統にかかる事業及び実施主体の概要（２／２）

系統名	起点	経由地	終点	接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
上郷・小滝線①	象潟駅前	松ヶ丘	湯の台	象潟駅前バス停留所で地域間幹線系統本荘象潟線に接続	道路運送法第４条（一般乗合）	路線定期運行	株式会社象潟合同交通	フィーダー系統
上郷・小滝線③	象潟駅前	旭塚・小滝	湯の台					
上郷・長岡線⑤	湯の台	長岡・長岡倉庫前	象潟駅前	象潟駅前バス停留所で地域間幹線系統本荘象潟線に接続				
平沢線②	芹田	仁賀保駅前	はまなす団地前	平沢新町バス停留所で地域間幹線系統本荘象潟線に接続				

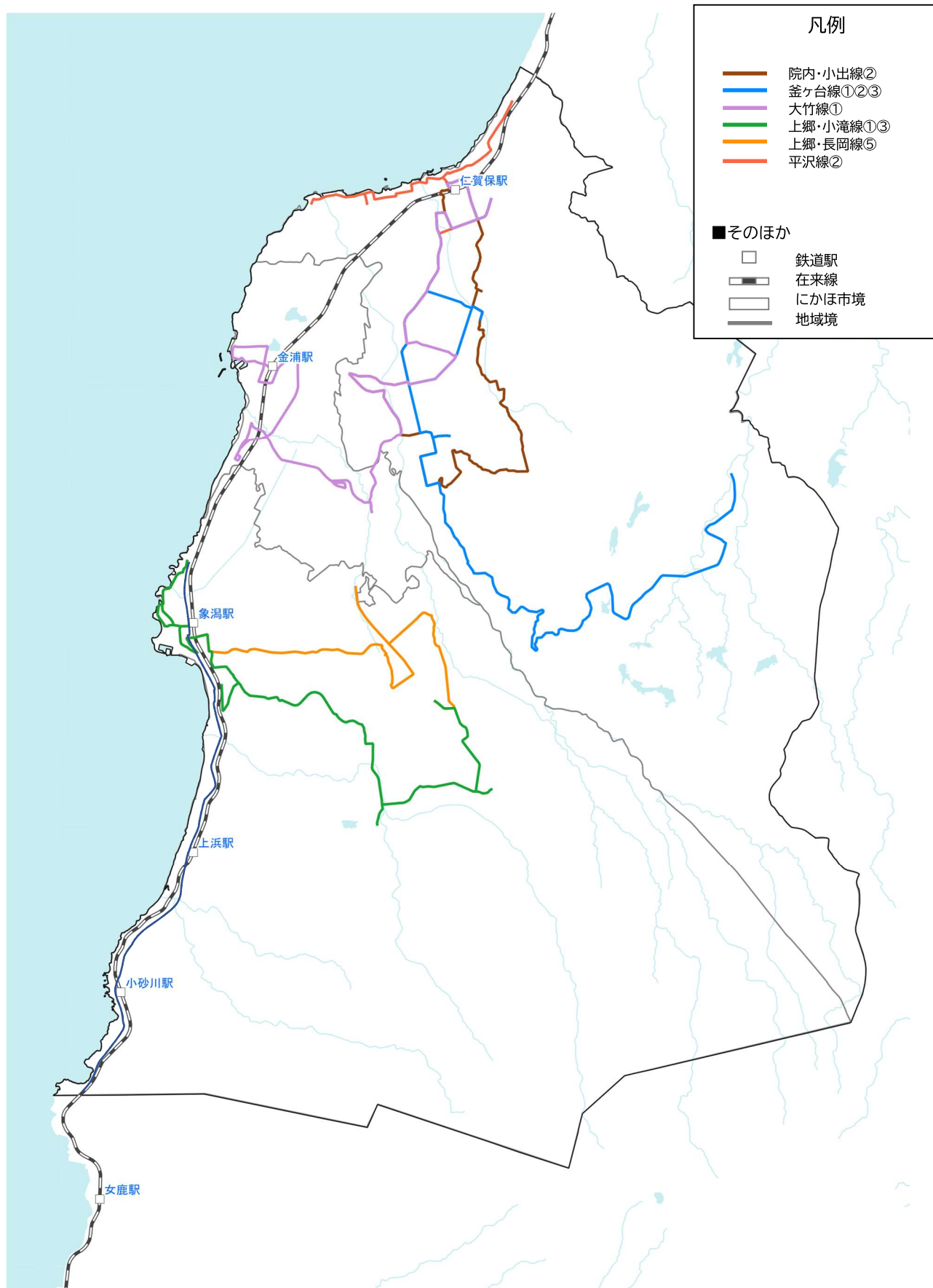
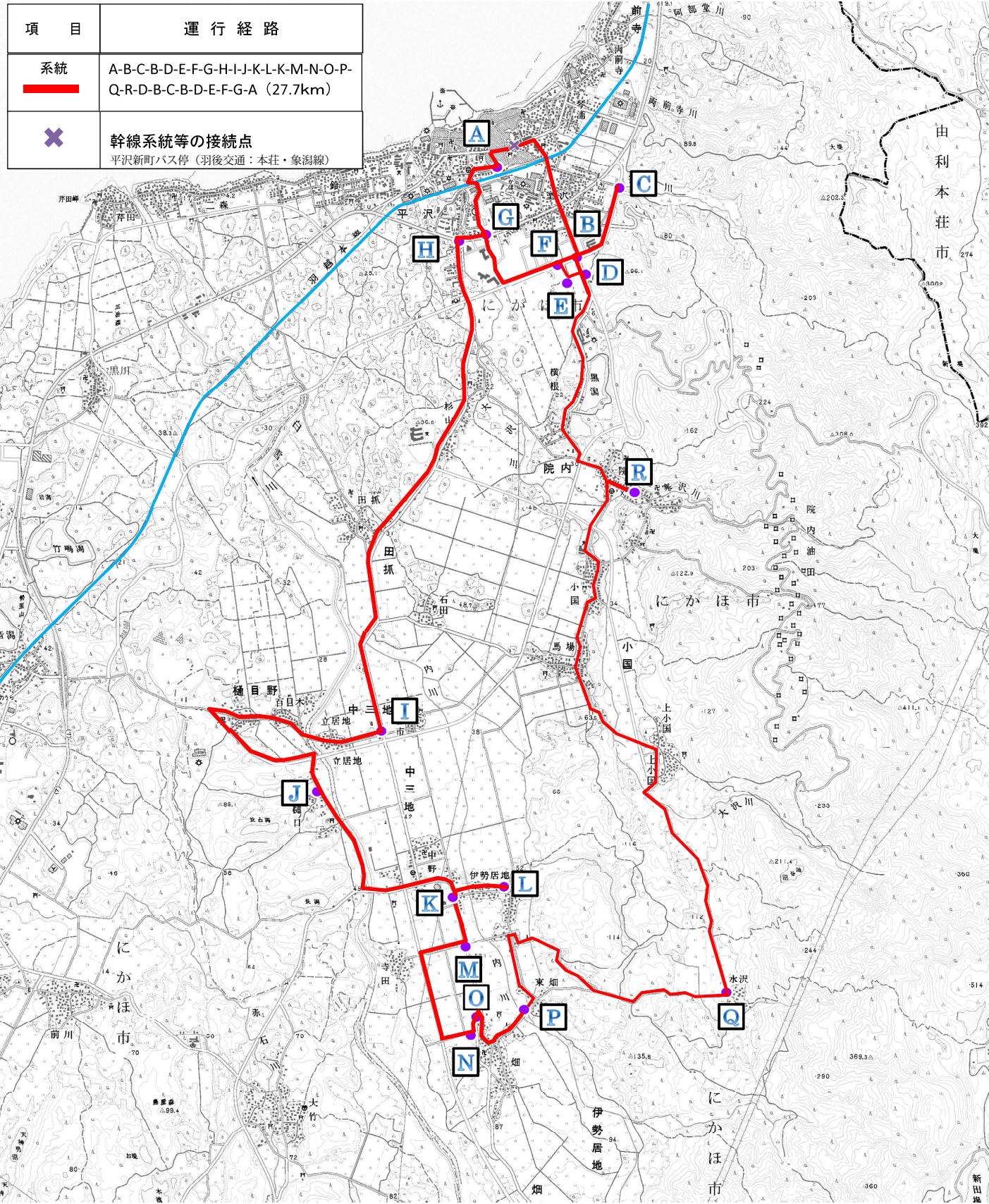


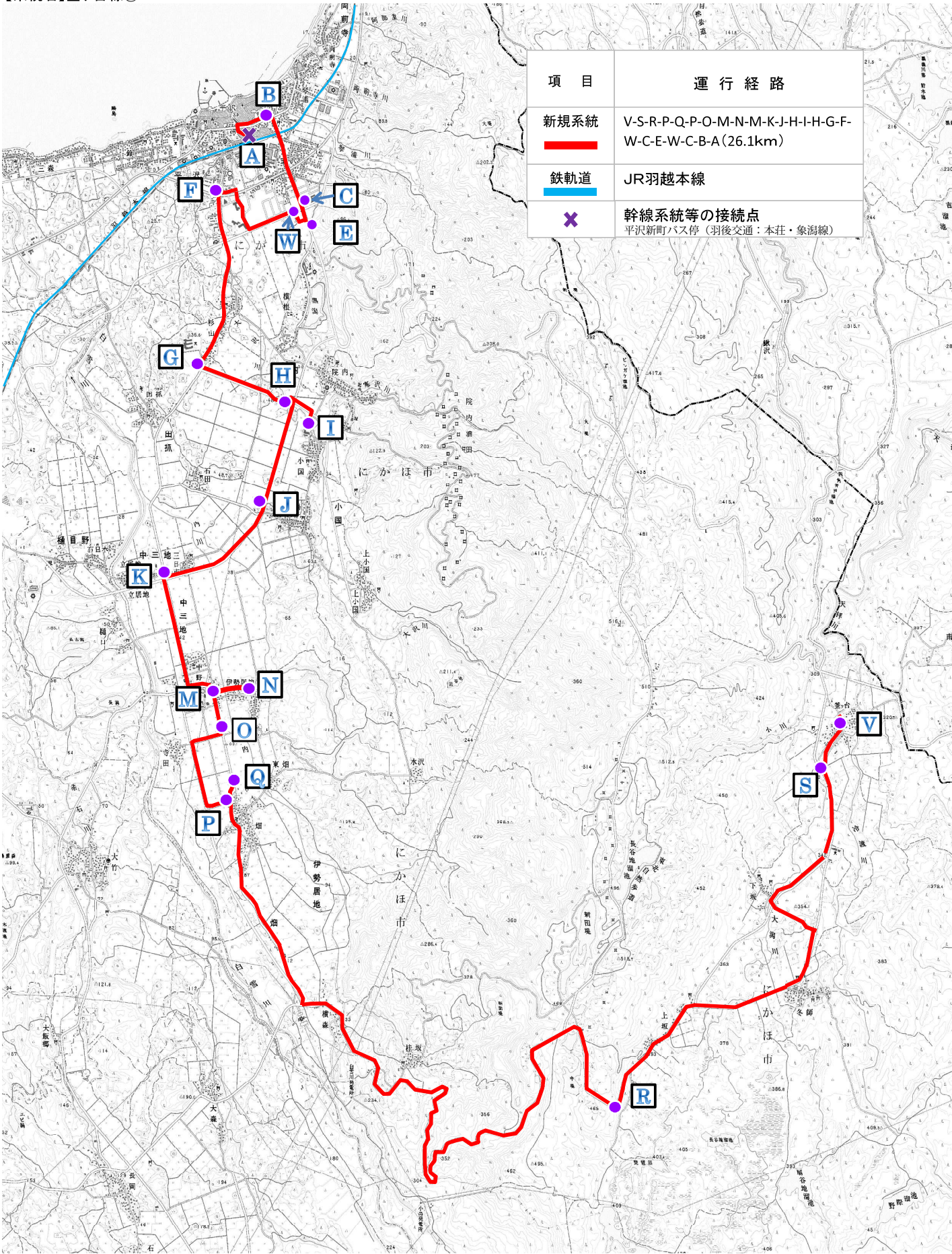
図 補助系統に係る路線

添付資料1)系統図

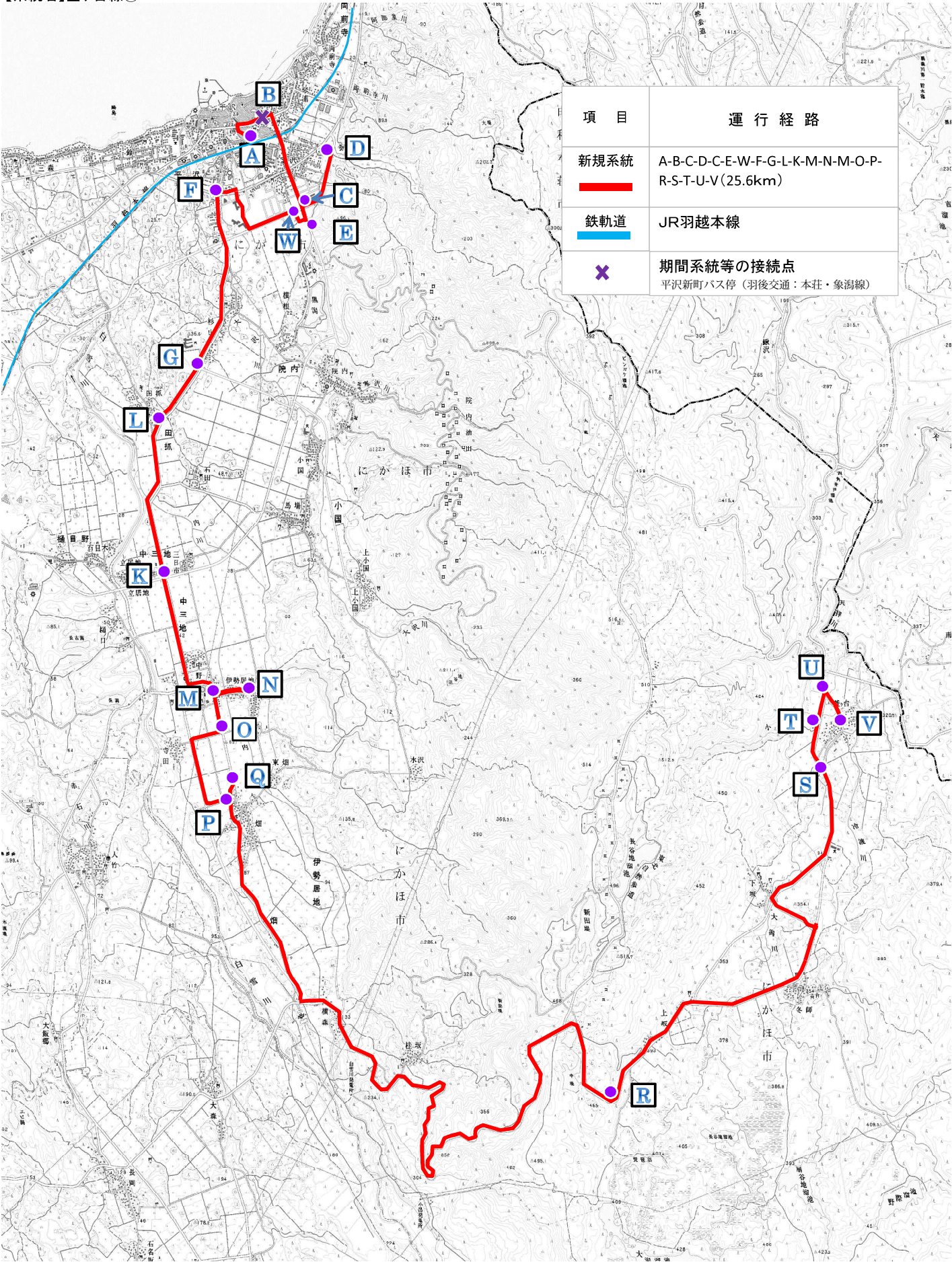
【系統名】院内・小出線②



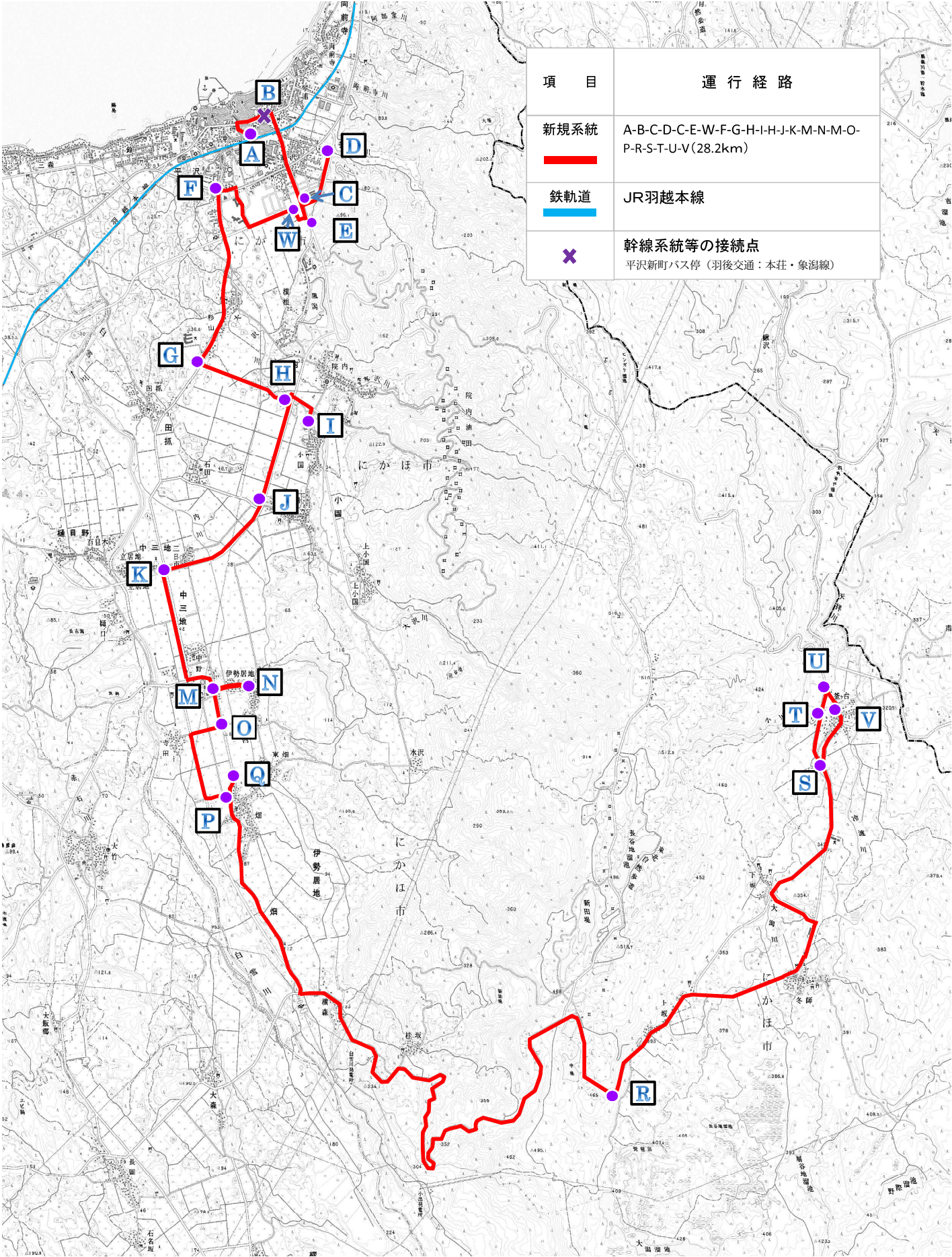
添付資料1)系統図
【系統名】釜ヶ台線①



添付資料1系統図
【系統名】釜ヶ台線②



添付資料1)系統図
【系統名】釜ヶ台線③



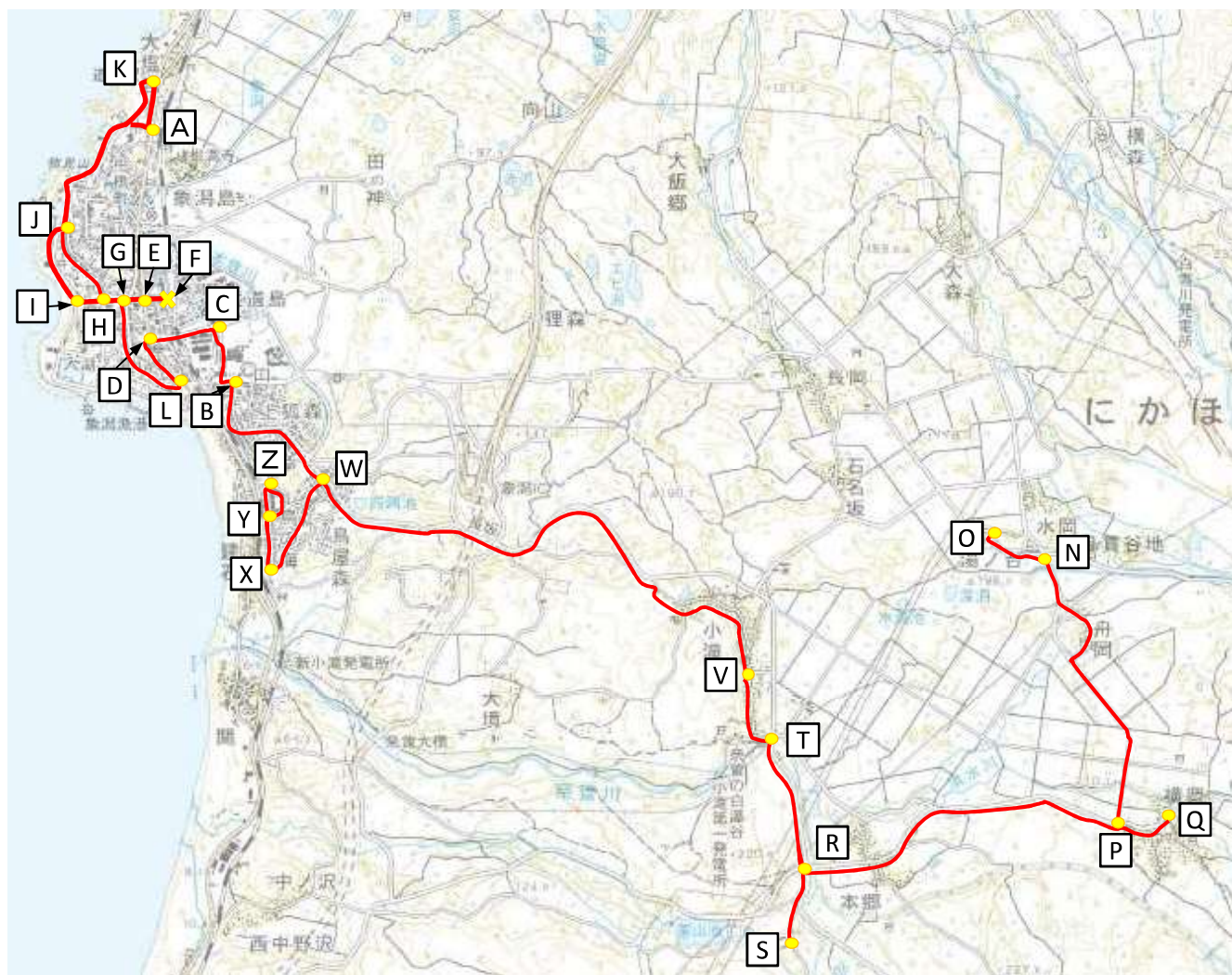
【大竹線①】



凡 例

—	大竹線①(24.5km、往復あり) A-C-B-D-E-F-K-J-H-G-L-M-N-L-P-O P-Q-R-S-T-U-V-W-U-V-X-Y-X-V-Z
—	生活バス路線
✕	幹線系統等の接続点 平沢新町バス停 (羽後交通：本荘・象潟線)

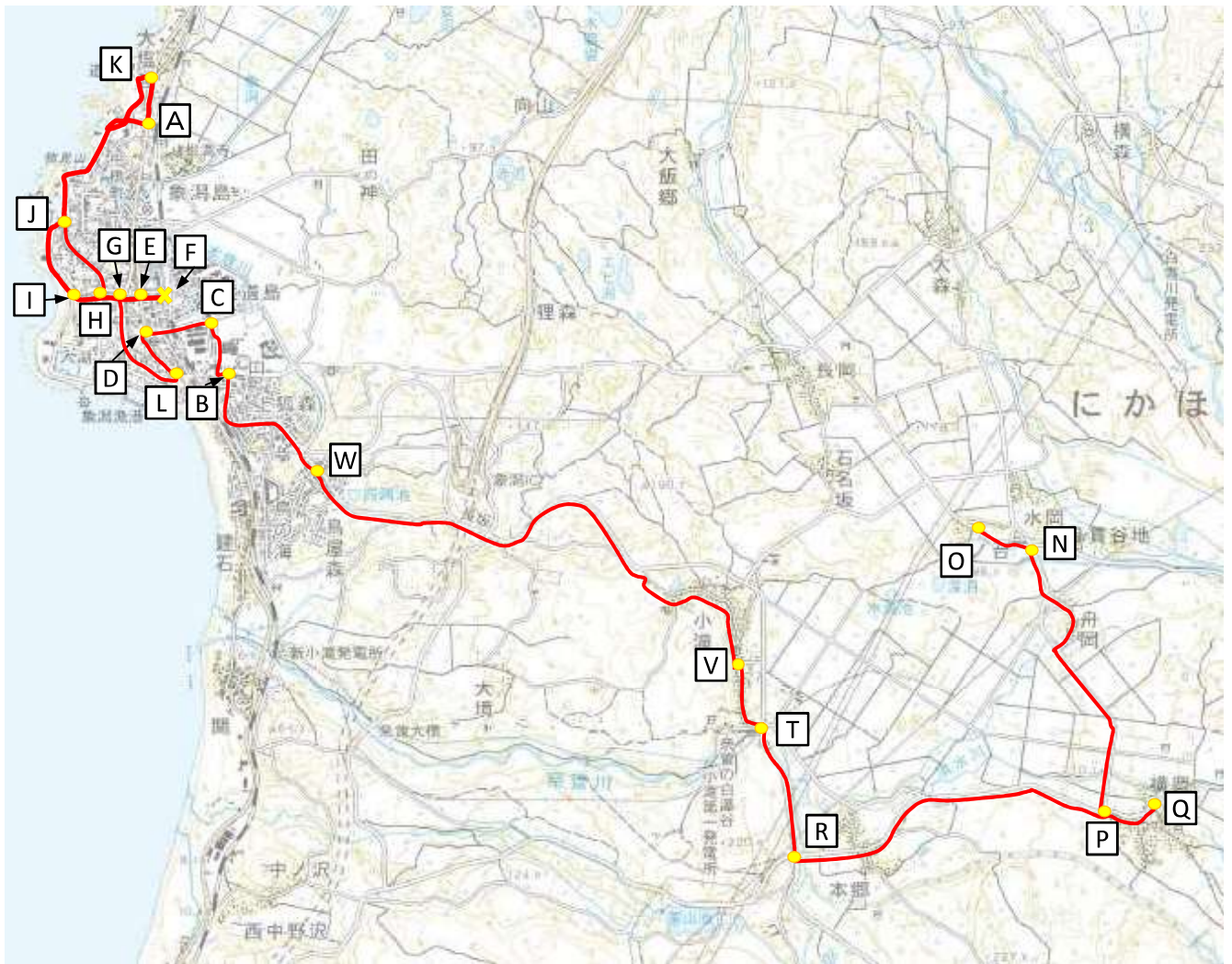
【上郷・小滝線①】



凡 例

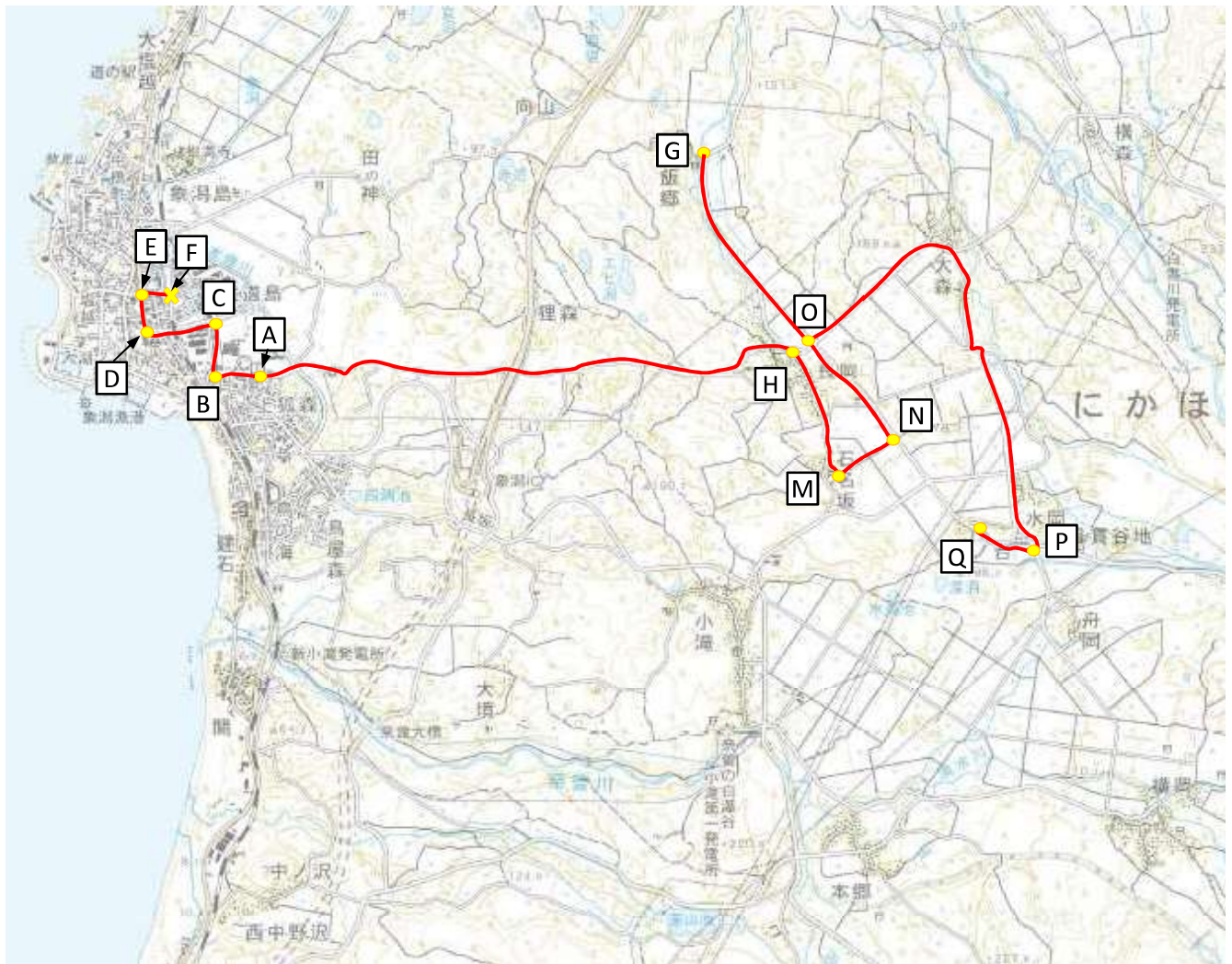
	上郷・小滝線①(20.4km、往復あり) F-E-G-H-J-A-J-I-H-G-L-D-C-B-W-X Y-Z-Y-X-W-V-T-R-S-R-P-Q-P-N-O
	幹線系統等の接続点 象潟駅前バス停 (羽後交通：本荘・象潟線)

【上郷・小滝線③】



凡 例	
	【新規】上郷・小滝線③(16.7km、往復あり) F-E-G-H-J-A-J-I-H-G-L-D-C-B-W-V T-R-P-Q-P-N-O
	幹線系統等の接続点 象潟駅前バス停 (羽後交通：本荘・象潟線)

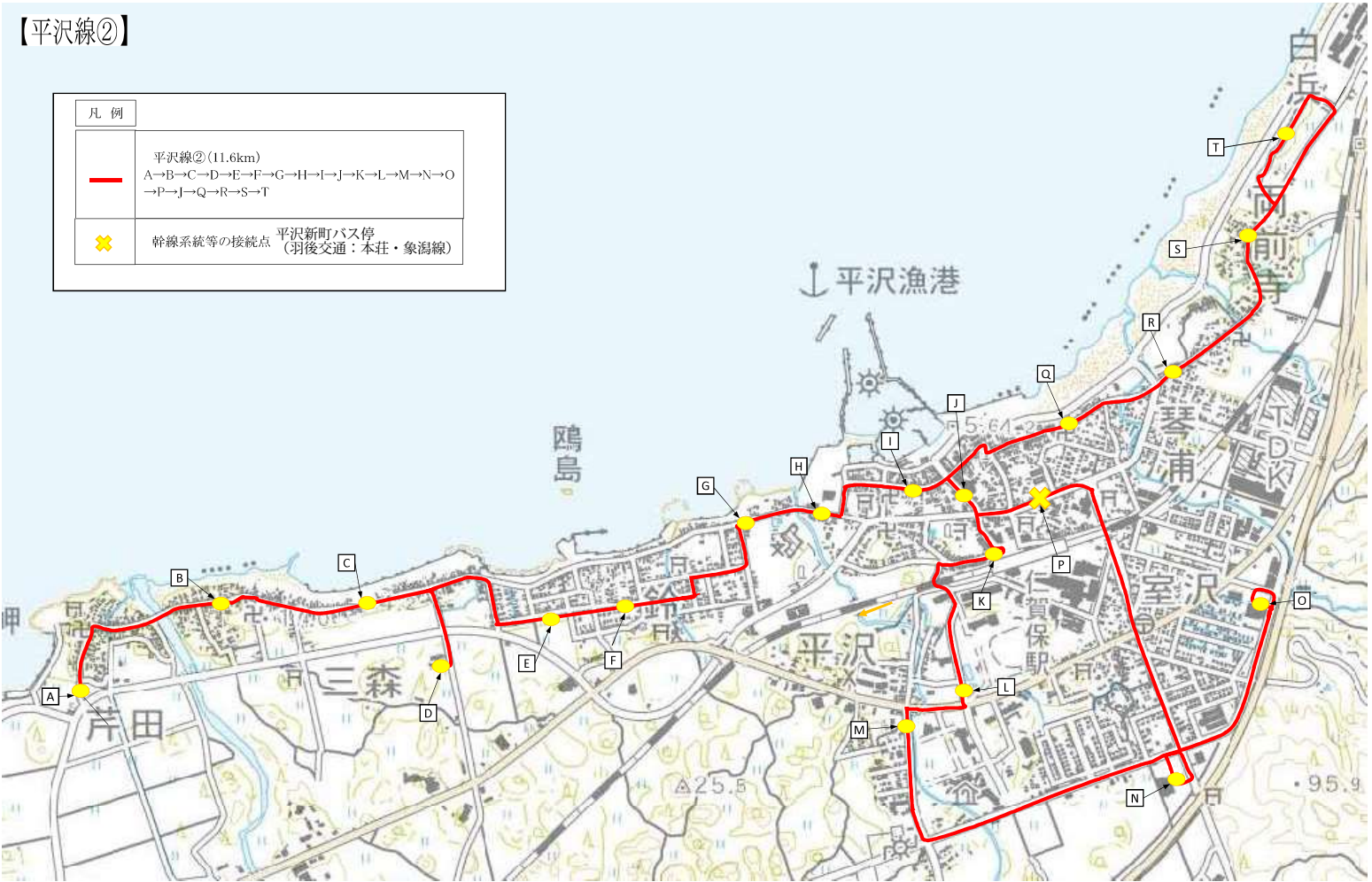
【上郷・長岡線⑤】



凡 例	
	上郷・長岡線⑤(14.0km) Q-P-O-G-O-N-M-H-A-B-C-D-E-F
	幹線系統等の接続点 象潟駅前バス停（羽後交通：本荘・象潟線）

【平沢線②】

凡 例	
	平沢線② (11.6km) A→B→C→D→E→F→G→H→I→J→K→L→M→N→O →P→J→Q→R→S→T
	幹線系統等の接続点 平沢新町バス停 (羽後交通：本荘・象潟線)



平沢線 時刻表 【運休】土曜・日曜・祝日・12/31~1/3

令和7年4月1日 適用

【芹田 ➡ はまなす団地前】

バス停留所	1便	2便	3便	4便
系統番号	①	②	②	②
芹 田	7:30	9:30	11:50	15:15
浜 田	7:31	9:31	11:51	15:16
三 森	7:32	9:32	11:52	15:17
午ノ浜温泉前		9:35	11:55	15:20
深谷地	7:35	9:38	11:58	15:23
鈴	7:36	9:39	11:59	15:24
長 磯	7:38	9:41	12:01	15:26
TDK歴史みらい館前	7:39	9:42	12:02	15:27
上 町	7:40	9:43	12:03	15:28
飛良泉本舗前	7:41	9:44	12:04	15:29
仁賀保駅前	7:44	9:47	12:07	15:32
仁賀保庁舎前	7:46	9:49	12:09	15:34
田角森	7:48	9:51	12:11	15:36
ビブレ前		9:56	12:16	15:41
マックスバリュにかほ前	7:50	9:59	12:19	15:44
平沢新町		10:05	12:25	15:50
飛良泉本舗前		10:06	12:26	15:51
琴 浦		10:07	12:27	15:52
武道館前		10:08	12:28	15:53
両前寺		10:10	12:30	15:55
はまなす団地前		10:11	12:31	15:56

【はまなす団地前 ➡ 芹田】

バス停留所	1便	2便	3便	4便
系統番号	②	②	②	②
はまなす団地前	8:30	10:15	13:40	16:40
両前寺	8:31	10:16	13:41	16:41
武道館前	8:33	10:18	13:43	16:43
琴 浦	8:34	10:19	13:44	16:44
飛良泉本舗前	8:35	10:20	13:45	16:45
仁賀保駅前	8:38	10:23	13:48	16:48
仁賀保庁舎前	8:40	10:25	13:50	16:50
田角森	8:42	10:27	13:52	16:52
ビブレ前	8:47	10:32	13:57	16:57
マックスバリュにかほ前	8:50	10:35	14:00	17:00
平沢新町	8:56	10:41	14:06	17:06
飛良泉本舗前	8:57	10:42	14:07	17:07
上 町	8:58	10:43	14:08	17:08
TDK歴史みらい館前	8:59	10:44	14:09	17:09
長 磯	9:00	10:45	14:10	17:10
鈴	9:02	10:47	14:12	17:12
深谷地	9:03	10:48	14:13	17:13
午ノ浜温泉前	9:06	10:51	14:16	17:16
三 森	9:09	10:54	14:19	17:19
浜 田	9:10	10:55	14:20	17:20
芹 田	9:11	10:56	14:21	17:21

院内・小出線 時刻表

【運休】土曜・日曜・祝日・12/31～1/3

令和7年4月1日 適用

【左回り】

バス停留所	1便	2便	3便	4便
系統番号	①	②	②	②
仁賀保駅前		9:00	10:20	15:10
平沢新町		9:01	10:21	15:11
マックスバリュ図かほ前		9:06	10:26	15:16
ビフレ前		9:09	10:29	15:19
スマイル前		9:11	10:31	15:21
田角森		9:12	10:32	15:22
杉山・仁賀保中学校前		9:15	10:35	15:25
田抓・石田		9:17	10:37	15:27
十文字・立居地		9:18	10:38	15:28
百目木		9:19	10:39	15:29
堺		9:20	10:40	15:30
樋ノ口		9:22	10:42	15:32
小出診療所前		9:25	10:45	15:35
伊勢居地		9:26	10:46	15:36
寺 田		9:27	10:47	15:37
畑	6:40	9:29	10:49	15:39
東 畑	6:42	9:31	10:51	15:41
水 沢	6:46	9:35	10:55	15:45
上小国	6:49	9:38	10:58	15:48
馬 場	6:52	9:41	11:01	15:51
小 国	6:53	9:42	11:02	15:52
院内自治会館前	6:56	9:45	11:05	15:55
横 根	6:57	9:46	11:06	15:56
さくら団地前	6:58	9:47	11:07	15:57
マックスバリュ図かほ前		9:51	11:11	16:01
ビフレ前		9:54	11:14	16:04
スマイル前		9:56	11:16	16:06
仁賀保庁舎前		9:57	11:17	16:07
仁賀保駅前	7:08	9:59	11:19	16:09

【右回り】

バス停留所	1便	2便	3便	4便
系統番号	③	②	②	②
仁賀保駅前		11:50	13:30	16:50
仁賀保庁舎前		11:52	13:32	16:52
スマイル前		11:53	13:33	16:53
ビフレ前		11:55	13:35	16:55
マックスバリュ図かほ前		11:58	13:38	16:58
さくら団地前	7:50	12:02	13:42	17:02
横 根	7:51	12:03	13:43	17:03
院内自治会館前	7:52	12:04	13:44	17:04
小 国	7:55	12:07	13:47	17:07
馬 場	7:56	12:08	13:48	17:08
上小国	7:59	12:11	13:51	17:11
水 沢	8:02	12:14	13:54	17:14
東 畑	8:06	12:18	13:58	17:18
畑	8:08	12:20	14:00	17:20
寺 田	8:10	12:22	14:02	17:22
伊勢居地	8:11	12:23	14:03	17:23
小出診療所前	8:12	12:24	14:04	17:24
樋ノ口	8:15	12:27	14:07	17:27
堺	8:17	12:29	14:09	17:29
百目木	8:18	12:30	14:10	17:30
立居地・十文字	8:19	12:31	14:11	17:31
石田・田抓	8:20	12:32	14:12	17:32
杉山・仁賀保中学校前	8:22	12:34	14:14	17:34
田角森	8:25	12:37	14:17	17:37
スマイル前	8:26	12:38	14:18	17:38
ビフレ前		12:40	14:20	17:40
マックスバリュ図かほ前		12:43	14:23	17:43
平沢新町	8:32	12:48	14:28	17:48
仁賀保駅前	8:33	12:49	14:29	17:49

釜ヶ台線 時刻表 【運休】日曜・祝日・12/31~1/3

令和7年4月1日 適用

【釜ヶ台発→仁賀保駅前】

バス停留所	1便	2便	3便	4便
系統番号	①	②	②	②
釜ヶ台	6:55	9:20	12:40	16:40
下 坂	6:58	9:23	12:43	16:43
冬 師	7:00	9:25	12:45	16:45
上 坂	7:02	9:27	12:47	16:47
横森・下横森	7:12	9:37	12:57	16:57
畑 野	7:14	9:39	12:59	16:59
畑	7:16	9:41	13:01	17:01
寺 田	7:18	9:43	13:03	17:03
伊勢居地	7:19	9:44	13:04	17:04
小出診療所前	7:20	9:45	13:05	17:05
中 野	7:23	9:48	13:08	17:08
三日市	7:25			
院内小学校前	7:30			
十文字		9:49	13:09	17:09
石 田・田 抓		9:51	13:11	17:11
仁賀保中学校前	7:34	9:52	13:12	17:12
杉 山	7:35	9:53	13:13	17:13
田角森	7:37	9:55	13:15	17:15
スマイル前	7:39	9:57	13:17	17:17
ビフレ前		9:59	13:19	17:19
マックスバリュにかほ前		10:02	13:22	17:22
平沢新町		10:07	13:27	17:27
仁賀保駅前	7:45	10:08	13:28	17:28

【仁賀保駅前発→釜ヶ台】

※印 降車専用バス停

バス停留所	1便	2便	3便
系統番号	②	③	④
仁賀保駅前	11:40	15:30	18:30
平沢新町	11:41	15:31	18:31
マックスバリュにかほ前	11:46	15:36	18:36
ビフレ前	11:49	15:39	18:39
スマイル前	11:51	15:41	18:41
田角森	11:53	15:43	18:43
杉 山	11:55	15:45	18:45
仁賀保中学校前	11:56	15:46	18:46
田 抓・石 田	11:58		
十文字	11:59		
院内小学校前		15:51	※18:51
三日市		15:56	※18:56
中 野	12:00	15:57	※18:57
小出診療所前	12:03	16:00	※19:00
伊勢居地	12:05	16:02	※19:02
寺 田	12:06	16:03	※19:03
畑	12:08	16:05	※19:05
畑 野	12:10	16:07	※19:07
下横森・横森	12:12	16:09	※19:09
上 坂	12:23	16:20	※19:20
冬 師	12:25	16:22	※19:22
下 坂	12:27	16:24	※19:24
釜ヶ台	12:30	16:27	※19:27

大竹線 時刻表 【運休】土曜・日曜・祝日・12/31~1/3

令和7年4月1日 適用

【金浦駅前→仁賀保駅前】

バス停留所	1便	2便	3便	4便	5便
系統番号	②	②	②	②	②
金浦駅前	7:20	9:40	11:40	14:00	16:20
保育園前	7:22	9:42	11:42	14:02	16:22
金浦郵便局前	7:25	9:45	11:45	14:05	16:25
マックスバリュ金浦店前	7:27	9:47	11:47	14:07	16:27
金浦庁舎前	7:28	9:48	11:48	14:08	16:28
夕日丘クリニック前	7:29	9:49	11:49	14:09	16:29
はまなす前	7:34	9:54	11:54	14:14	16:34
赤石	7:37	9:57	11:57	14:17	16:37
前川	7:39	9:59	11:59	14:19	16:39
金浦温泉前	7:42	10:02	12:02	14:22	16:42
大竹	7:45	10:05	12:05	14:25	16:45
樋ノ口	7:49	10:09	12:09	14:29	16:49
堺	7:52	10:12	12:12	14:32	16:52
百目木	7:53	10:13	12:13	14:33	16:53
立居地	7:54	10:14	12:14	14:34	16:54
三日市	7:55	10:15	12:15	14:35	16:55
大竹線石田	7:57	10:17	12:17	14:37	16:57
田抓	7:58	10:18	12:18	14:38	16:58
仁賀保中学校前	8:00	10:20	12:20	14:40	17:00
杉山	8:01	10:21	12:21	14:41	17:01
田角森	8:03	10:23	12:23	14:43	17:03
スマイル前	8:05	10:25	12:25	14:45	17:05
ビブレ前	8:08	10:28	12:28	14:48	17:08
マックスバリュにかほ前	8:11	10:31	12:31	14:51	17:11
平沢新町	8:16	10:36	12:36	14:56	17:16
仁賀保駅前	8:17	10:37	12:37	14:57	17:17

【仁賀保駅前発→金浦駅前】

バス停留所	1便	2便	3便	4便	5便
系統番号	①	②	②	②	②
仁賀保駅前		8:30	12:50	15:10	17:30
平沢新町		8:31	12:51	15:11	17:31
マックスバリュにかほ前		8:36	12:56	15:16	17:36
ビブレ前		8:39	12:59	15:19	17:39
スマイル前		8:42	13:02	15:22	17:42
田角森		8:44	13:04	15:24	17:44
杉山		8:46	13:06	15:26	17:46
仁賀保中学校前		8:47	13:07	15:27	17:47
田抓		8:49	13:09	15:29	17:49
大竹線石田		8:50	13:10	15:30	17:50
三日市		8:52	13:12	15:32	17:52
立居地		8:53	13:13	15:33	17:53
百目木		8:54	13:14	15:34	17:54
堺		8:55	13:15	15:35	17:55
樋ノ口		8:58	13:18	15:38	17:58
大竹	6:45	9:02	13:22	15:42	18:02
金浦温泉前		9:05	13:25	15:45	18:05
前川	6:50	9:08	13:28	15:48	18:08
赤石	6:52	9:10	13:30	15:50	18:10
はまなす前		9:13	13:33	15:53	18:13
夕日丘クリニック前	6:57	9:18	13:38	15:58	18:18
金浦庁舎前	6:58	9:19	13:39	15:59	18:19
マックスバリュ金浦店前	6:59	9:20	13:40	16:00	18:20
金浦郵便局前	7:01	9:22	13:42	16:02	18:22
保育園前	7:04	9:25	13:45	16:05	18:25
金浦駅前	7:06	9:27	13:47	16:07	18:27

上郷・長岡線 時刻表 【運休】日曜・祝日・12/31～1/3 【青字】土曜運休

令和7年4月1日 適用

【象潟駅前 → 湯の台】

※印 降車専用バス停

【湯の台 → 象潟駅前】

バス停留所	1便	2便	3便	4便	5便	6便
系統番号	②	②	①	④	③	③
象潟駅前	8:40	10:40	12:00	13:40	17:00	18:35
B&G海洋センター前	8:42	10:42	12:02		17:02	18:37
ねむの丘前	8:44	10:44	12:04		17:04	18:39
浜の町	8:47	10:47	12:07		17:07	18:42
商工会館前	8:49	10:49	12:09	13:42	17:09	18:44
象潟郵便局前	8:52	10:52	12:12	13:45	17:12	18:47
マックスバリュ前	8:54	10:54	12:14	13:47	17:14	18:49
市役所前	8:56	10:56	12:16	13:49	17:16	18:51
長岡倉庫前・長岡	9:02	11:02	12:22	13:55	※17:22	※18:57
石名坂	9:03	11:03	12:23	13:56	※17:23	※18:58
大飯郷			12:27			
大 森	9:08	11:08	12:32	14:01	※17:28	※19:03
上 村	9:09	11:09	12:33	14:02	※17:29	※19:04
下水岡・水岡	9:12	11:12	12:36	14:05	※17:32	※19:07
湯の台	9:13	11:13	12:37	14:06	※17:33	※19:08

バス停留所	1便	2便	3便	4便
系統番号	⑤	①	②	②
湯の台	7:05	9:20	11:20	14:20
水岡・下水岡	7:07	9:22	11:22	14:22
上 村	7:09	9:24	11:24	14:24
大 森	7:10	9:25	11:25	14:25
大飯郷	7:14	9:29		
石名坂	7:19	9:34	11:30	14:30
長岡・長岡倉庫前	7:21	9:36	11:32	14:32
市役所前	7:26	9:41	11:37	14:37
マックスバリュ前	7:28	9:43	11:39	14:39
象潟郵便局前		9:45	11:41	14:41
商工会館前		9:47	11:43	14:43
浜の町		9:49	11:45	14:45
ねむの丘前		9:52	11:48	14:48
B&G海洋センター前		9:55	11:51	14:51
象潟駅前	7:30	9:58	11:54	14:54

上郷・小滝線 時刻表 【運休】日曜・祝日・12/31～1/3 【青字】土曜運休

令和7年4月1日 適用

【象潟駅前 → 湯の台】

※印 降車専用バス停

バス停留所	1便	2便	3便	4便	5便	6便
運行系統	②	①	②	①	③	⑤
象潟駅前	8:20	10:30	12:45	13:50	17:00	18:35
浜の町		10:33		13:53	17:03	
ねむの丘前		10:36		13:56	17:06	
B&G海洋センター前		10:40		14:00	17:10	
商工会館前	8:22	10:42	12:47	14:02	17:12	
象潟郵便局前	8:24	10:44	12:49	14:04	17:14	
マックスバリュ前	8:26	10:46	12:51	14:06	17:16	18:37
体育館前・汐見町	8:28	10:48	12:53	14:08	17:18	18:39
御嶽公園前	8:29	10:49	12:54	14:09	※17:19	※18:40
松ヶ丘	8:34	10:54	12:59	14:14		
団地前	8:37	10:57	13:02	14:17	※17:20	※18:41
旭塚・小滝	8:42	11:02	13:07	14:22	※17:25	※18:46
白滝旅館前	8:43	11:03	13:08	14:23	※17:26	※18:47
奈曽滝前	8:44	11:04	13:09	14:24	※17:27	※18:48
西本郷	8:46	11:06	13:11	14:26	※17:29	※18:50
象潟病院前	8:47	11:07	13:12	14:27		
本郷	8:49	11:09	13:14	14:29	※17:30	※18:51
下村・横岡	8:53	11:13	13:18	14:33	※17:34	※18:55
舟岡	8:57	11:17	13:22	14:37	※17:38	※18:59
湯の台	8:59	11:19	13:24	14:39	※17:40	※19:01

【湯の台 → 象潟駅前】

バス停留所	1便	2便	3便	4便	5便
運行系統	④	④	①	①	①
湯の台	6:15	7:05	9:25	11:30	14:55
舟岡	6:17	7:07	9:27	11:32	14:57
横岡・下村	6:21	7:11	9:31	11:36	15:01
本郷	6:24	7:14	9:34	11:39	15:04
象潟病院前			9:36	11:41	15:06
西本郷	6:25	7:15	9:37	11:42	15:07
奈曽滝前	6:26	7:16	9:38	11:43	15:08
白滝旅館前	6:27	7:17	9:39	11:44	15:09
小滝・旭塚	6:29	7:19	9:41	11:46	15:11
団地前	6:33	7:23	9:45	11:50	15:15
松ヶ丘			9:49	11:54	15:19
御嶽公園前	6:34	7:24	9:53	11:58	15:23
汐見町・体育館前	6:36	7:26	9:55	12:00	15:25
マックスバリュ前	6:38	7:28	9:57	12:02	15:27
象潟郵便局前			9:59	12:04	15:29
商工会館前			10:01	12:06	15:31
B&G海洋センター前			10:03	12:08	15:33
ねむの丘前			10:06	12:11	15:36
浜の町			10:10	12:15	15:40
象潟駅前	6:40	7:30	10:13	12:18	15:43

365 (年間)

(注)「運行系統別輸送実績」では、路線型運行は1往復を運行回数1回(循環系統は1循環で運行回数1回)とするため、往路、復路はそれぞれ運行回数0.5回として記載(区域型運行は1運行で運行回数1回)。

【R9事業年度】(8)上郷・小滝線③

		日	月	火	水	木	金	土	
令和 8年	10月					1	2	3	
		4	5	6	7	8	9	10	
		11	12	13	14	15	16	17	
		18	19	20	21	22	23	24	
		25	26	27	28	29	30	31	
	11月	1	2	3	4	5	6	7	
		8	9	10	11	12	13	14	
		15	16	17	18	19	20	21	
		22	23	24	25	26	27	28	
		29	30						
	12月			1	2	3	4	5	
		6	7	8	9	10	11	12	
		13	14	15	16	17	18	19	
		20	21	22	23	24	25	26	
		27	28	29	30	31			
令和 9年	1月								
								1	2
		3	4	5	6	7	8	9	
		10	11	12	13	14	15	16	
		17	18	19	20	21	22	23	
	2月	24	25	26	27	28	29	30	
		31							
				1	2	3	4	5	6
		7	8	9	10	11	12	13	
		14	15	16	17	18	19	20	
	3月	21	22	23	24	25	26	27	
		28	29	30	31				
	4月					1	2	3	
		4	5	6	7	8	9	10	
		11	12	13	14	15	16	17	
		18	19	20	21	22	23	24	
		25	26	27	28	29	30		
	5月							1	
		2	3	4	5	6	7	8	
		9	10	11	12	13	14	15	
		16	17	18	19	20	21	22	
		23	24	25	26	27	28	29	
	6月	30	31						
				1	2	3	4	5	
		6	7	8	9	10	11	12	
		13	14	15	16	17	18	19	
		20	21	22	23	24	25	26	
	7月	27	28	29	30				
						1	2	3	
		4	5	6	7	8	9	10	
		11	12	13	14	15	16	17	
	8月	18	19	20	21	22	23	24	
		25	26	27	28	29	30	31	
		1	2	3	4	5	6	7	
		8	9	10	11	12	13	14	
	9月	15	16	17	18	19	20	21	
		22	23	24	25	26	27	28	
		29	30	31					
		日	月	火	水	木	金	土	計
平日・土日		52	45	49	50	49	51	51	347
祝日		0	7	3	2	3	1	0	16
年末年始等		0	0	0	0	1	0	1	2

凡例

日曜

平日(月～金)

土曜

祝日

年末年始等

365 (年間)

		日	平日					土	祝日	年末 年始等	運行 日数	運行 回数	系統 キロ
往路	(回／日)		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0				244	244.0	16.7
	(回／年)	0.0	45.0	49.0	50.0	49.0	51.0	0.0	0.0	0.0			
復路	(回／日)										0	0.0	
	(回／年)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	244	122.0	

(注)「運行系統別輸送実績」では、路線型運行は1往復を運行回数1回(循環系統は1循環で運行回数1回)とするため、往路、復路はそれぞれ運行回数0.5回として記載(区域型運行は1運行で運行回数1回)。

【R9事業年度】(9)上郷・長岡線⑤

		日	月	火	水	木	金	土	
令和 8年	10月	4	5	6	7	1	2	3	
		11	12	13	14	15	16	17	
		18	19	20	21	22	23	24	
		25	26	27	28	29	30	31	
	11月	1	2	3	4	5	6	7	
		8	9	10	11	12	13	14	
		15	16	17	18	19	20	21	
		22	23	24	25	26	27	28	
		29	30						
	12月			1	2	3	4	5	
		6	7	8	9	10	11	12	
		13	14	15	16	17	18	19	
		20	21	22	23	24	25	26	
		27	28	29	30	31			
令和 9年	1月								
							1	2	
		3	4	5	6	7	8	9	
		10	11	12	13	14	15	16	
		17	18	19	20	21	22	23	
	2月	24	25	26	27	28	29	30	
		31							
			1	2	3	4	5	6	
		7	8	9	10	11	12	13	
		14	15	16	17	18	19	20	
	3月	21	22	23	24	25	26	27	
		28	29	30	31				
	4月					1	2	3	
		4	5	6	7	8	9	10	
		11	12	13	14	15	16	17	
		18	19	20	21	22	23	24	
		25	26	27	28	29	30		
	5月							1	
		2	3	4	5	6	7	8	
		9	10	11	12	13	14	15	
		16	17	18	19	20	21	22	
		23	24	25	26	27	28	29	
	6月	30	31						
				1	2	3	4	5	
		6	7	8	9	10	11	12	
		13	14	15	16	17	18	19	
		20	21	22	23	24	25	26	
	7月	27	28	29	30				
						1	2	3	
		4	5	6	7	8	9	10	
		11	12	13	14	15	16	17	
	8月	18	19	20	21	22	23	24	
		25	26	27	28	29	30	31	
		1	2	3	4	5	6	7	
		8	9	10	11	12	13	14	
	9月	15	16	17	18	19	20	21	
		22	23	24	25	26	27	28	
		29	30	31					
					1	2	3	4	
		日	月	火	水	木	金	土	計
平日・土日		52	45	49	50	49	51	51	347
祝日		0	7	3	2	3	1	0	16
年末年始等		0	0	0	0	1	0	1	2

凡例

...

日曜

...

平日(月～金)

...

土曜

...

祝日

...

年末年始等

365 (年間)

		日	平日					土	祝日	年末年始等	運行日数	運行回数	系統キ口
往路	(回／日)										0	0.0	
	(回／年)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
復路	(回／日)		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0			295	295.0	14.0
	(回／年)	0.0	45.0	49.0	50.0	49.0	51.0	51.0	0.0	0.0			
(注)「運行系統別輸送実績」では、路線型運行は1往復を運行回数1回(循環系統は1循環で運行回数1回)とするため、往路、復路はそれぞれ運行回数0.5回として記載(区域型運行は1運行で運行回数1回)。											295	147.5	

【R9事業年度】(10)平沢線②

		日	月	火	水	木	金	土	
令和 8年	10月	4	5	6	7	1	2	3	
		11	12	13	14	15	16	17	
		18	19	20	21	22	23	24	
		25	26	27	28	29	30	31	
	11月	1	2	3	4	5	6	7	
		8	9	10	11	12	13	14	
		15	16	17	18	19	20	21	
		22	23	24	25	26	27	28	
	12月	29	30						
				1	2	3	4	5	
		6	7	8	9	10	11	12	
令和 9年	1月	13	14	15	16	17	18	19	
		20	21	22	23	24	25	26	
		27	28	29	30	31			
	2月								
	3月								
4月									
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
		日	月	火	水	木	金	土	計
平日・土日		52	45	49	50	49	51	51	347
祝日		0	7	3	2	3	1	0	16
年末年始等		0	0	0	0	1	0	1	2

凡例

… 日曜

… 平日(月～金)

… 土曜

… 祝日

… 年末年始等

凡例

...

日曜

...

平日(月～金)

...

土曜

...

祝日

...

年末年始等

		日	平日					土	祝日	年末年始等	運行日数	運行回数	系統キ口
往路	(回／日)		3.0	3.0	3.0	3.0	3.0				244	732.0	11.6
	(回／年)	0.0	135.0	147.0	150.0	147.0	153.0	0.0	0.0	0.0			
復路	(回／日)		4.0	4.0	4.0	4.0	4.0				244	976.0	11.6
	(回／年)	0.0	180.0	196.0	200.0	196.0	204.0	0.0	0.0	0.0			

(注)「運行系統別輸送実績」では、路線型運行は1往復を運行回数1回(循環系統は1循環で運行回数1回)とするため、往路、復路はそれぞれ運行回数0.5回として記載(区域型運行は1運行で運行回数1回)。

244	854.0
-----	-------

令和8年6月24日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 にかほ市地域公共交通活性化協議会
住 所 秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1番地
代表者氏名 会長 佐々木 俊孝

理由書

本年度申請する地域公共交通計画の認定の申請において、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条に規定する地域公共交通計画の計画期間が、補助対象期間に満たない期間が6月以下である理由については下記の通りです。

記

にかほ市市地域公共交通計画の計画期間は、令和4年4月から令和9年3月末となっており、補助対象期間に満たない期間が6月あります。令和9年4月以降の次期計画については、計画期間満了日までに策定することを確約し、認定申請いたします。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

都道府県名	市区町村名	協議会名
秋田県	にかほ市	にかほ市地域公共交通活性化協議会

年度
令和 9 年度

[illegible]

表 5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

都道府県名	市区町村名	協議会名	年度
秋田県	にかほ市	にかほ市地域公共交通活性化協 議会	令和 9 年度

	人 口
人口集中地区以外（人）	21,181 人
交通不便地域等（人）	21,181 人

交通不便地域等の内訳

人口（人）	対象地区	根拠法
21,181 人	にかほ市全域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

4-5 地域公共交通確保維持改善事業の必要性

- フィーダー系統は、広域交通を保管する役割を担い、地域内及び地域間の移動に対応する重要な路線です。
- これらの路線は、買物・通院・通勤・通学時の移動手段としても利用され、それぞれの系統が生活を支える重要な役割も担っています。
- しかしながら、自治体や事業者の運営努力だけでは維持が難しく、地域公共交通確保維持改善事業により運行を確保・維持する必要があります。

表 補助系統にかかる事業及び実施主体の概要（1/2）

系統名	起点	経由地	終点	接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
院内・小出線 ②	仁賀保駅前	小出診療所前	仁賀保駅前	平沢新町バス停留所で地域間幹線系統本荘象潟線に接続	道路運送法第4条（一般乗合）	路線定期運行	株式会社象潟合同交通	フィーダー系統
院内・小出線 ②								
釜ヶ台線 ①	釜ヶ台	院内小学校前	仁賀保駅前	仁賀保駅前バス停留所で地域間交通ネットワークJR羽越線に接続				
釜ヶ台線 ②	仁賀保駅前	小出診療所前	釜ヶ台	平沢新町バス停留所で地域間幹線系統本荘象潟線に接続				
釜ヶ台線 ③	仁賀保駅前	院内小学校前	釜ヶ台	平沢新町バス停留所で地域間幹線系統本荘象潟線に接続				
大竹線 ①	金浦駅	大竹	仁賀保駅前	平沢新町バス停留所で地域間幹線系統本荘象潟線に接続				

表 補助系統にかかる事業及び実施主体の概要（２／２）

系統名	起点	経由地	終点	接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
上郷・小滝線①	象潟駅前	松ヶ丘	湯の台	象潟駅前バス停留所で地域間幹線系統本荘象潟線に接続	道路運送法第４条（一般乗合）	路線定期運行	株式会社象潟合同交通	フィーダー系統
上郷・小滝線③	象潟駅前	旭塚・小滝	湯の台					
上郷・長岡線⑤	湯の台	長岡・長岡倉庫前	象潟駅前	象潟駅前バス停留所で地域間幹線系統本荘象潟線に接続				
平沢線②	芹田	仁賀保駅前	はまなす団地前	平沢新町バス停留所で地域間幹線系統本荘象潟線に接続				

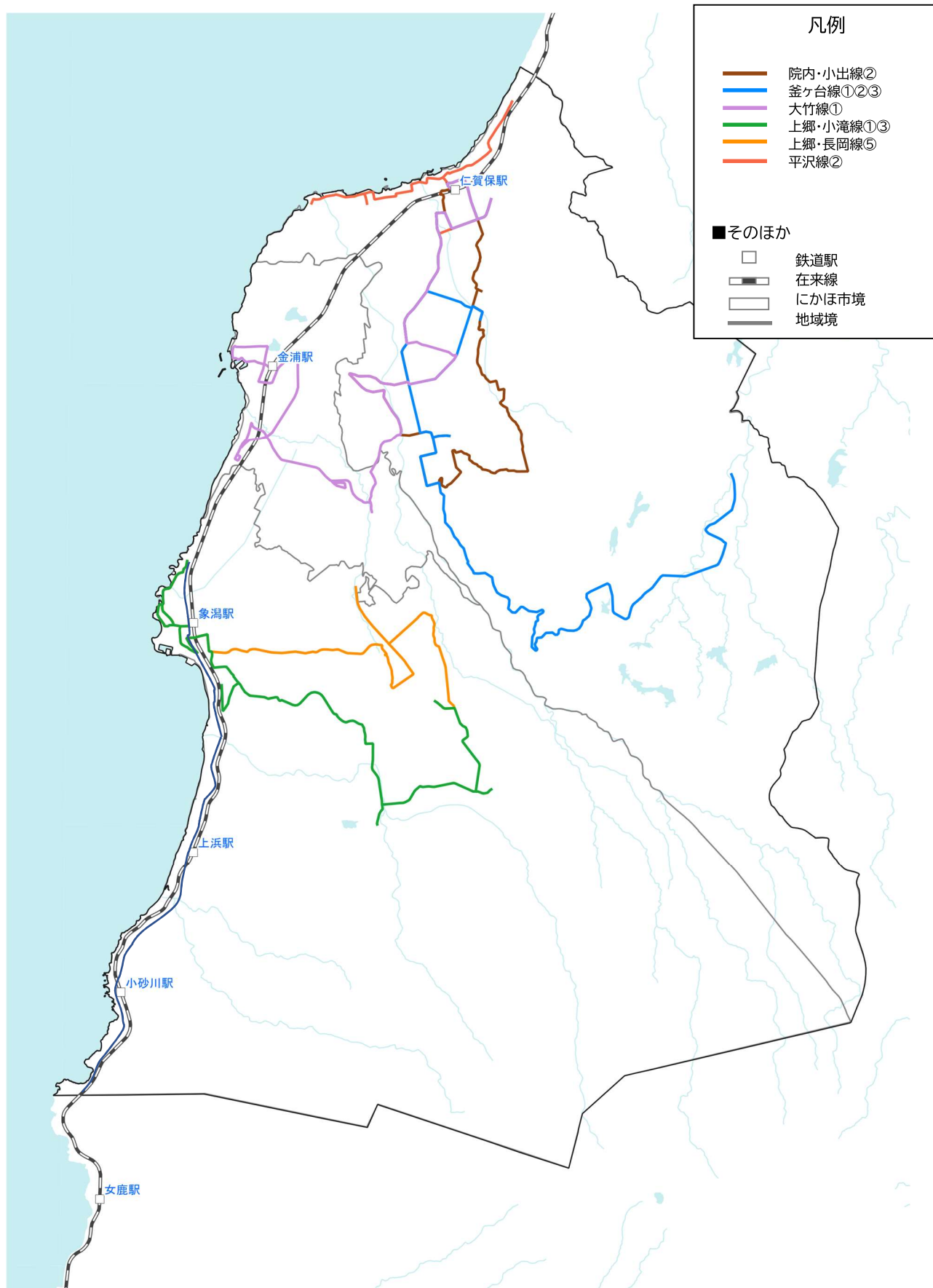
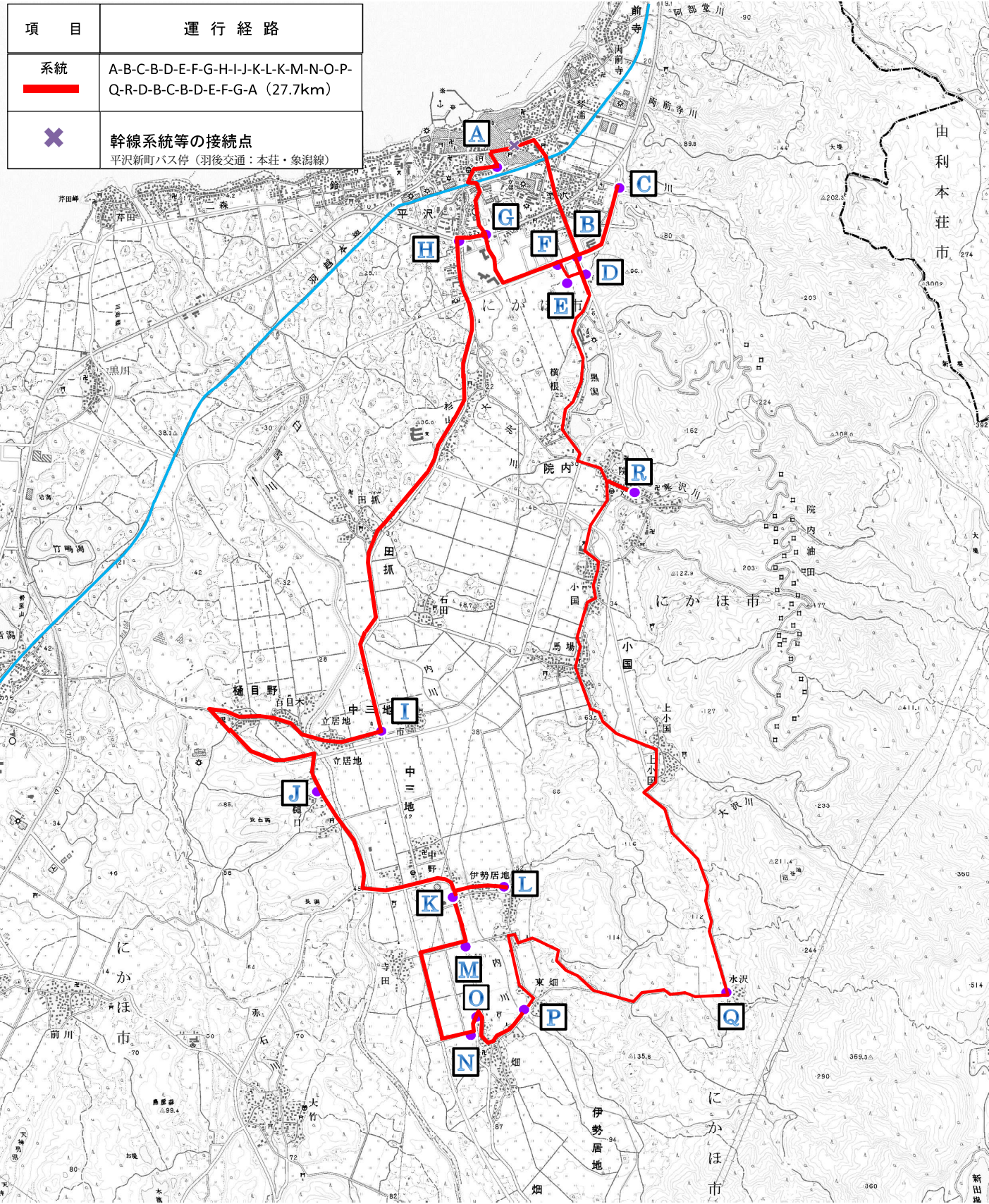


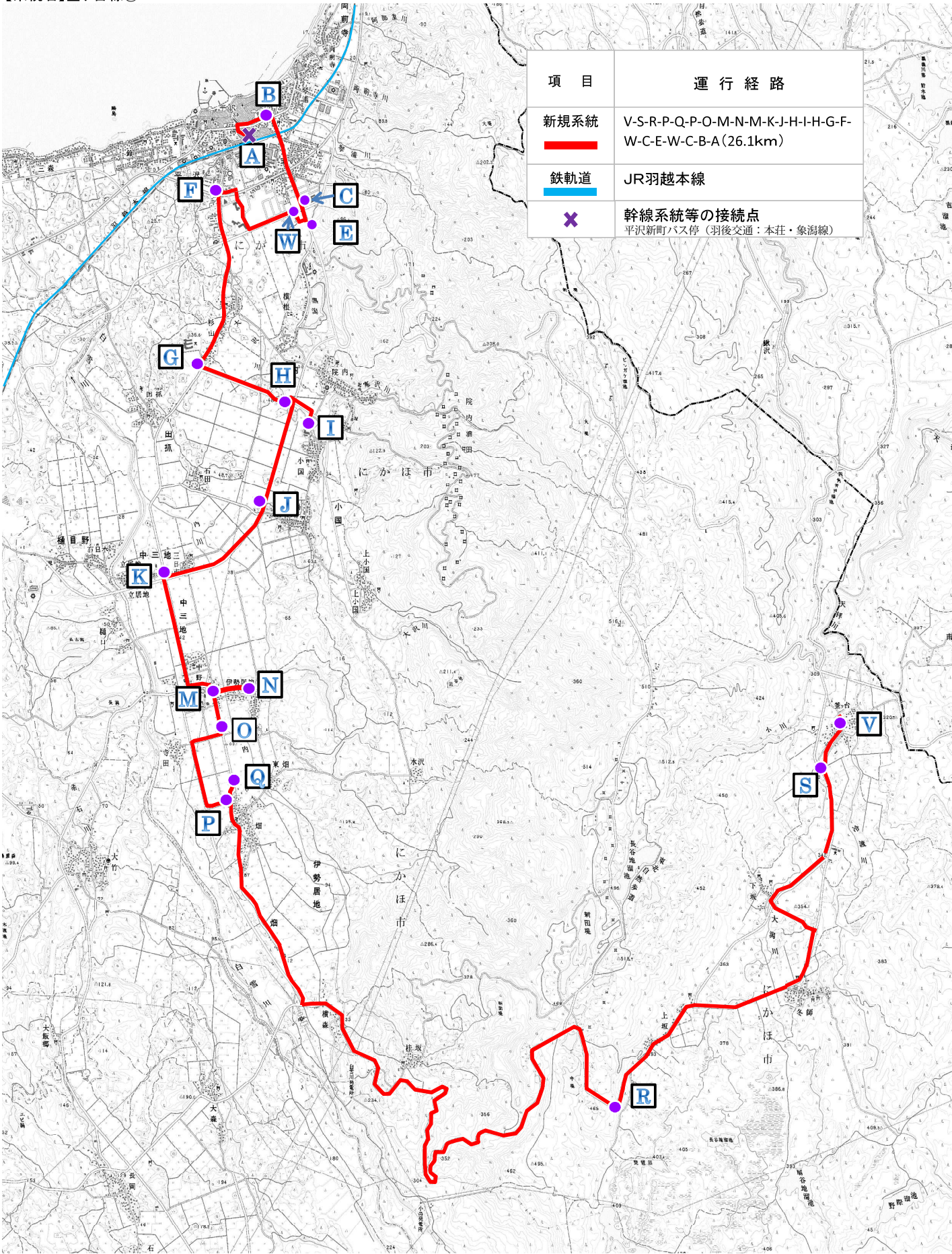
図 補助系統に係る路線

添付資料1)系統図

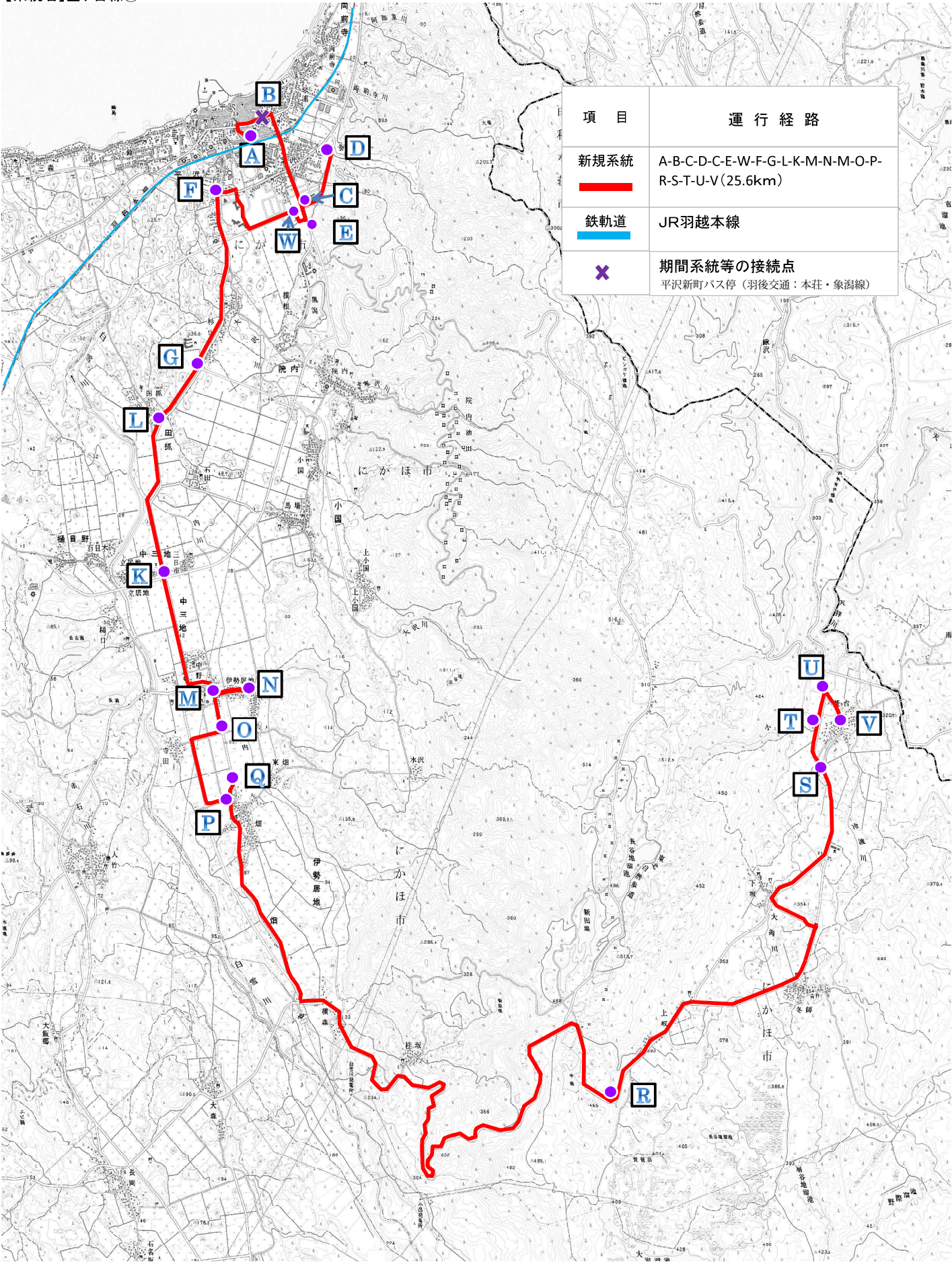
【系統名】院内・小出線②



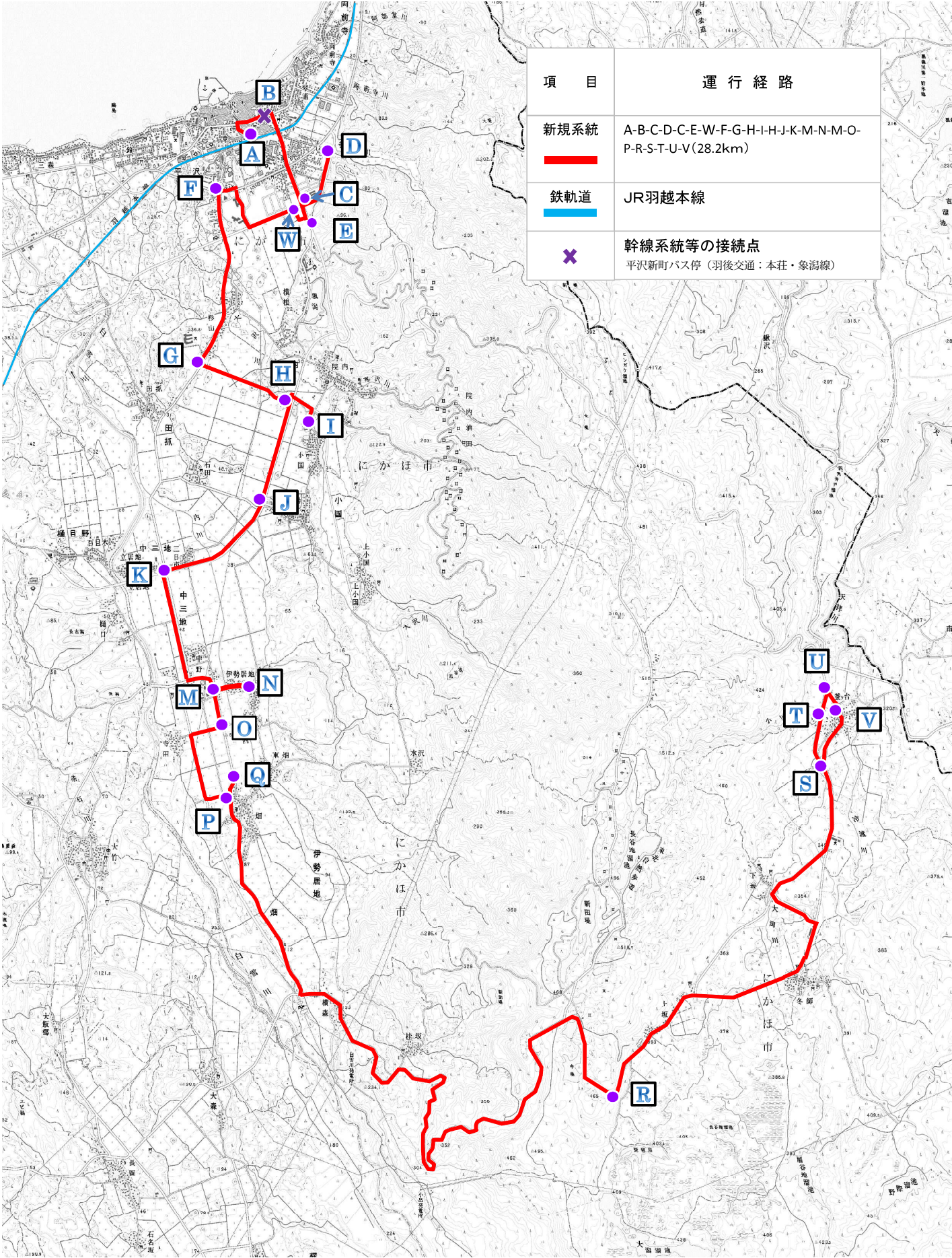
添付資料1)系統図
【系統名】釜ヶ台線①



添付資料1系統図
【系統名】釜ヶ台線②



添付資料1)系統図
【系統名】釜ヶ台線③



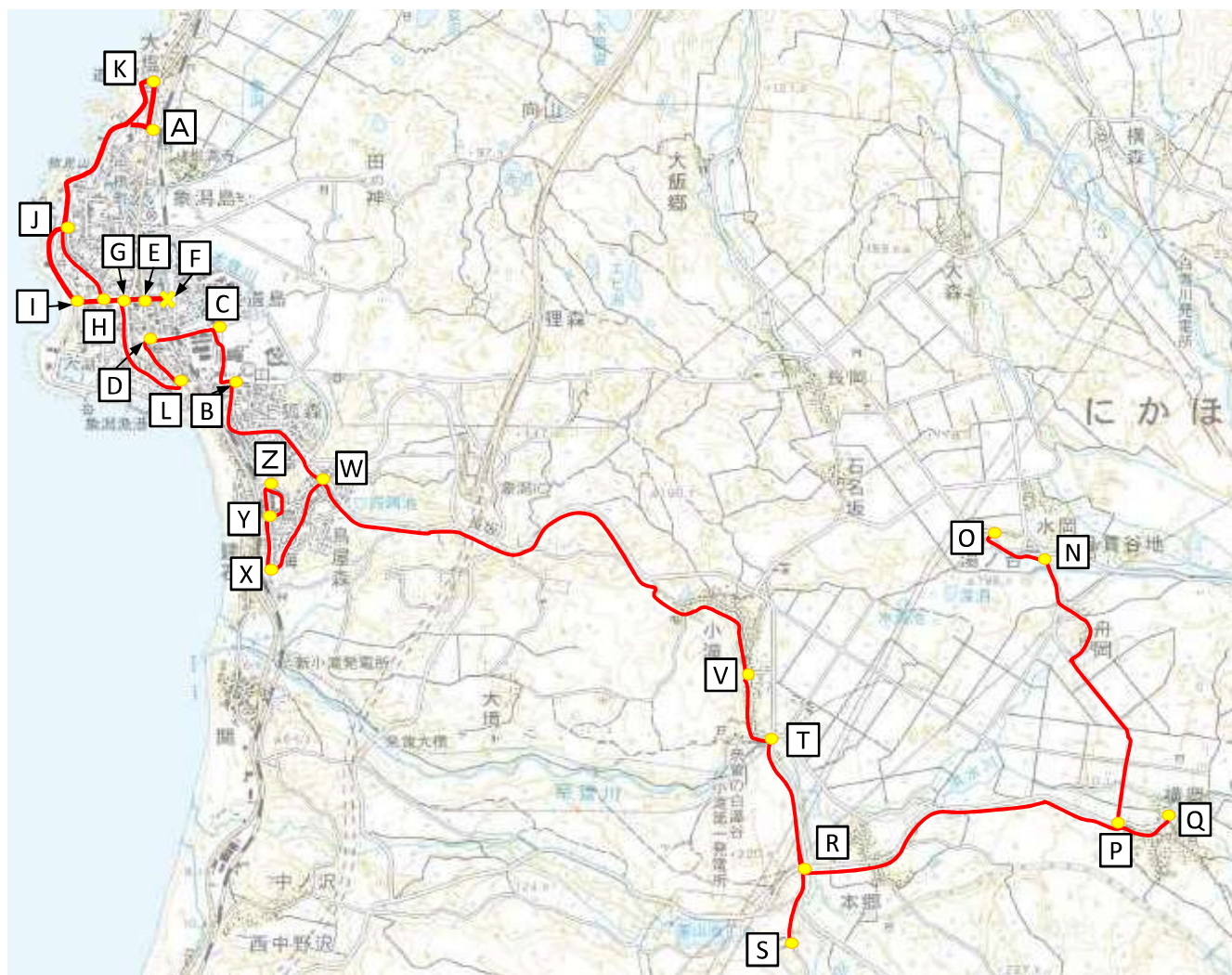
【大竹線①】



凡 例

—	大竹線①(24.5km、往復あり) A-C-B-D-E-F-K-J-H-G-L-M-N-L-P-O P-Q-R-S-T-U-V-W-U-V-X-Y-X-V-Z
—	生活バス路線
✕	幹線系統等の接続点 平沢新町バス停 (羽後交通：本荘・象潟線)

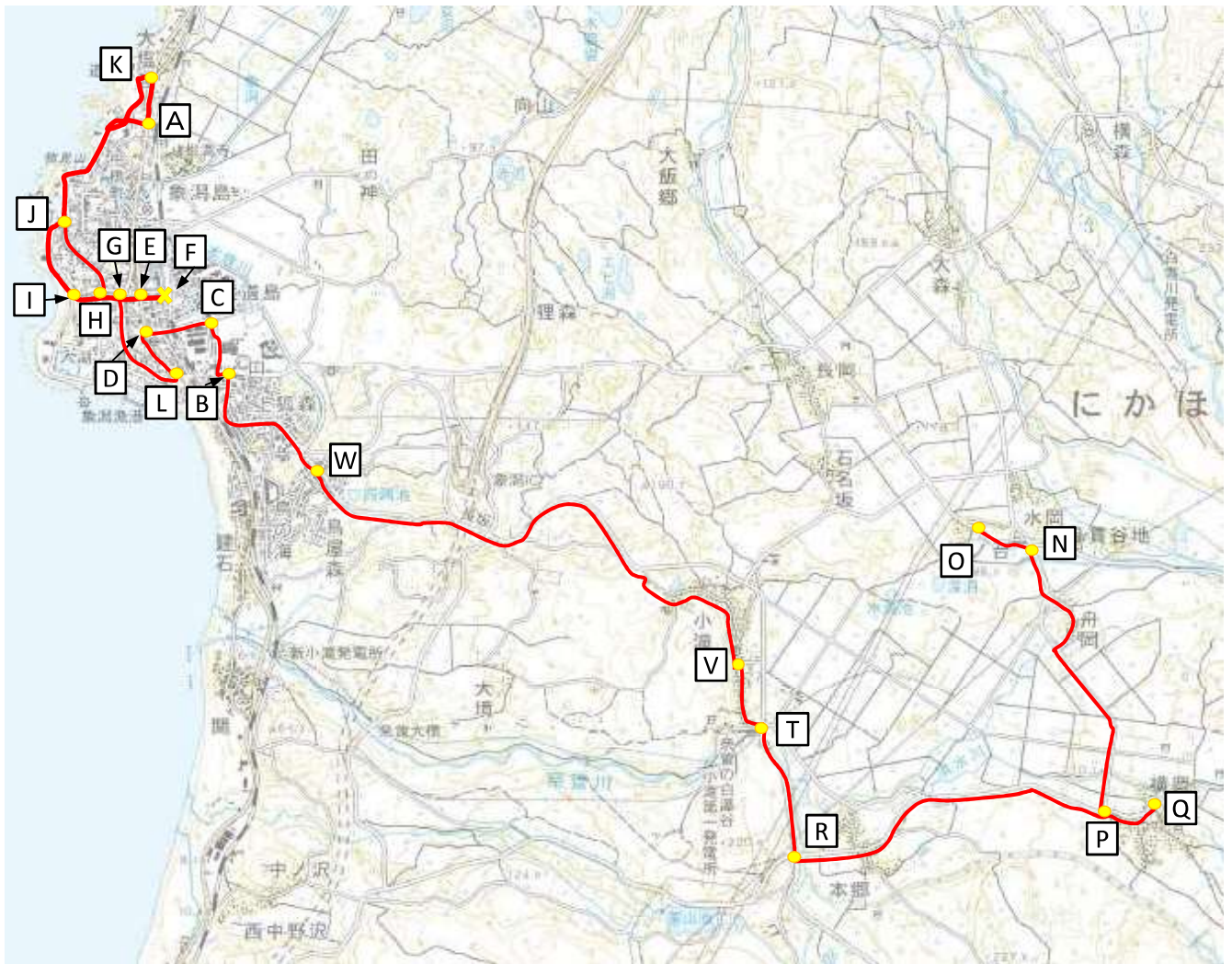
【上郷・小滝線①】



凡 例

	上郷・小滝線①(20.4km、往復あり) F-E-G-H-J-A-J-I-H-G-L-D-C-B-W-X Y-Z-Y-X-W-V-T-R-S-R-P-Q-P-N-O
	幹線系統等の接続点 象潟駅前バス停 (羽後交通：本荘・象潟線)

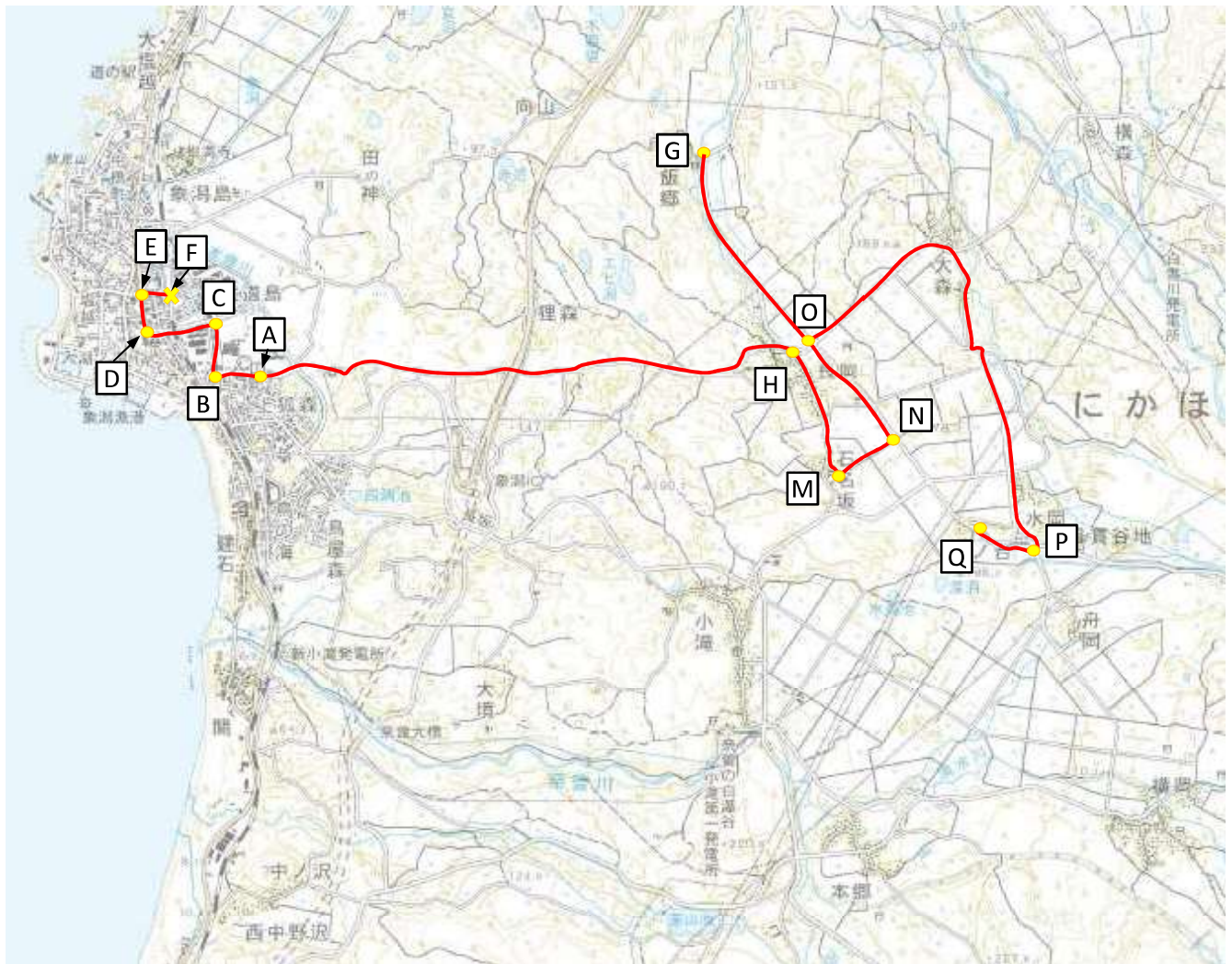
【上郷・小滝線③】



凡 例

	【新規】上郷・小滝線③(16.7km、往復あり) F-E-G-H-J-A-J-I-H-G-L-D-C-B-W-V T-R-P-Q-P-N-O
	幹線系統等の接続点 象潟駅前バス停 (羽後交通：本荘・象潟線)

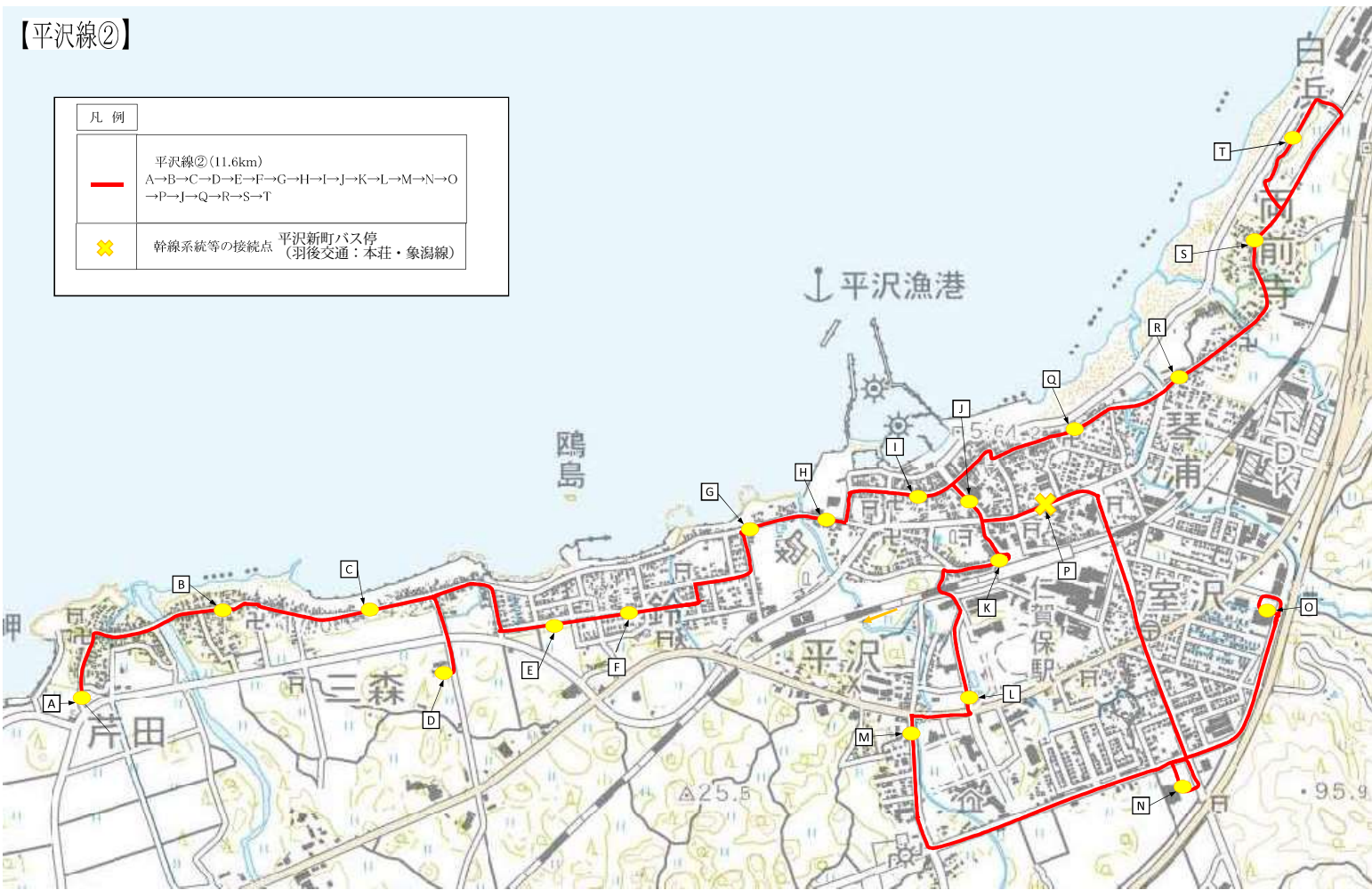
【上郷・長岡線⑤】



凡 例	
	上郷・長岡線⑤(14.0km) Q-P-O-G-O-N-M-H-A-B-C-D-E-F
	幹線系統等の接続点 象潟駅前バス停（羽後交通：本荘・象潟線）

【平沢線②】

凡 例	
	平沢線②(11.6km) A→B→C→D→E→F→G→H→I→J→K→L→M→N→O →P→J→Q→R→S→T
	平沢新町バス停 幹線系統等の接続点 (羽後交通：本荘・象潟線)



平沢線 時刻表 【運休】土曜・日曜・祝日・12/31~1/3

令和7年4月1日 適用

【芹田 ➡ はまなす団地前】

バス停留所	1便	2便	3便	4便
系統番号	①	②	②	②
芹 田	7:30	9:30	11:50	15:15
浜 田	7:31	9:31	11:51	15:16
三 森	7:32	9:32	11:52	15:17
午ノ浜温泉前		9:35	11:55	15:20
深谷地	7:35	9:38	11:58	15:23
鈴	7:36	9:39	11:59	15:24
長 磯	7:38	9:41	12:01	15:26
TDK歴史みらい館前	7:39	9:42	12:02	15:27
上 町	7:40	9:43	12:03	15:28
飛良泉本舗前	7:41	9:44	12:04	15:29
仁賀保駅前	7:44	9:47	12:07	15:32
仁賀保庁舎前	7:46	9:49	12:09	15:34
田角森	7:48	9:51	12:11	15:36
ビブレ前		9:56	12:16	15:41
マックスバリュにかほ前	7:50	9:59	12:19	15:44
平沢新町		10:05	12:25	15:50
飛良泉本舗前		10:06	12:26	15:51
琴 浦		10:07	12:27	15:52
武道館前		10:08	12:28	15:53
両前寺		10:10	12:30	15:55
はまなす団地前		10:11	12:31	15:56

【はまなす団地前 ➡ 芹田】

バス停留所	1便	2便	3便	4便
系統番号	②	②	②	②
はまなす団地前	8:30	10:15	13:40	16:40
両前寺	8:31	10:16	13:41	16:41
武道館前	8:33	10:18	13:43	16:43
琴 浦	8:34	10:19	13:44	16:44
飛良泉本舗前	8:35	10:20	13:45	16:45
仁賀保駅前	8:38	10:23	13:48	16:48
仁賀保庁舎前	8:40	10:25	13:50	16:50
田角森	8:42	10:27	13:52	16:52
ビブレ前	8:47	10:32	13:57	16:57
マックスバリュにかほ前	8:50	10:35	14:00	17:00
平沢新町	8:56	10:41	14:06	17:06
飛良泉本舗前	8:57	10:42	14:07	17:07
上 町	8:58	10:43	14:08	17:08
TDK歴史みらい館前	8:59	10:44	14:09	17:09
長 磯	9:00	10:45	14:10	17:10
鈴	9:02	10:47	14:12	17:12
深谷地	9:03	10:48	14:13	17:13
午ノ浜温泉前	9:06	10:51	14:16	17:16
三 森	9:09	10:54	14:19	17:19
浜 田	9:10	10:55	14:20	17:20
芹 田	9:11	10:56	14:21	17:21

院内・小出線 時刻表

【運休】土曜・日曜・祝日・12/31～1/3

令和7年4月1日 適用

【左回り】

バス停留所	1便	2便	3便	4便
系統番号	①	②	②	②
仁賀保駅前		9:00	10:20	15:10
平沢新町		9:01	10:21	15:11
マックスバリュ図かほ前		9:06	10:26	15:16
ビフレ前		9:09	10:29	15:19
スマイル前		9:11	10:31	15:21
田角森		9:12	10:32	15:22
杉山・仁賀保中学校前		9:15	10:35	15:25
田抓・石田		9:17	10:37	15:27
十文字・立居地		9:18	10:38	15:28
百目木		9:19	10:39	15:29
堺		9:20	10:40	15:30
樋ノ口		9:22	10:42	15:32
小出診療所前		9:25	10:45	15:35
伊勢居地		9:26	10:46	15:36
寺 田		9:27	10:47	15:37
畑	6:40	9:29	10:49	15:39
東 畑	6:42	9:31	10:51	15:41
水 沢	6:46	9:35	10:55	15:45
上小国	6:49	9:38	10:58	15:48
馬 場	6:52	9:41	11:01	15:51
小 国	6:53	9:42	11:02	15:52
院内自治会館前	6:56	9:45	11:05	15:55
横 根	6:57	9:46	11:06	15:56
さくら団地前	6:58	9:47	11:07	15:57
マックスバリュ図かほ前		9:51	11:11	16:01
ビフレ前		9:54	11:14	16:04
スマイル前		9:56	11:16	16:06
仁賀保庁舎前		9:57	11:17	16:07
仁賀保駅前	7:08	9:59	11:19	16:09

【右回り】

バス停留所	1便	2便	3便	4便
系統番号	③	②	②	②
仁賀保駅前		11:50	13:30	16:50
仁賀保庁舎前		11:52	13:32	16:52
スマイル前		11:53	13:33	16:53
ビフレ前		11:55	13:35	16:55
マックスバリュ図かほ前		11:58	13:38	16:58
さくら団地前	7:50	12:02	13:42	17:02
横 根	7:51	12:03	13:43	17:03
院内自治会館前	7:52	12:04	13:44	17:04
小 国	7:55	12:07	13:47	17:07
馬 場	7:56	12:08	13:48	17:08
上小国	7:59	12:11	13:51	17:11
水 沢	8:02	12:14	13:54	17:14
東 畑	8:06	12:18	13:58	17:18
畑	8:08	12:20	14:00	17:20
寺 田	8:10	12:22	14:02	17:22
伊勢居地	8:11	12:23	14:03	17:23
小出診療所前	8:12	12:24	14:04	17:24
樋ノ口	8:15	12:27	14:07	17:27
堺	8:17	12:29	14:09	17:29
百目木	8:18	12:30	14:10	17:30
立居地・十文字	8:19	12:31	14:11	17:31
石田・田抓	8:20	12:32	14:12	17:32
杉山・仁賀保中学校前	8:22	12:34	14:14	17:34
田角森	8:25	12:37	14:17	17:37
スマイル前	8:26	12:38	14:18	17:38
ビフレ前		12:40	14:20	17:40
マックスバリュ図かほ前		12:43	14:23	17:43
平沢新町	8:32	12:48	14:28	17:48
仁賀保駅前	8:33	12:49	14:29	17:49

釜ヶ台線 時刻表 【運休】日曜・祝日・12/31~1/3

令和7年4月1日 適用

【釜ヶ台発→仁賀保駅前】

バス停留所	1便	2便	3便	4便
系統番号	①	②	②	②
釜ヶ台	6:55	9:20	12:40	16:40
下 坂	6:58	9:23	12:43	16:43
冬 師	7:00	9:25	12:45	16:45
上 坂	7:02	9:27	12:47	16:47
横森・下横森	7:12	9:37	12:57	16:57
畑 野	7:14	9:39	12:59	16:59
畑	7:16	9:41	13:01	17:01
寺 田	7:18	9:43	13:03	17:03
伊勢居地	7:19	9:44	13:04	17:04
小出診療所前	7:20	9:45	13:05	17:05
中 野	7:23	9:48	13:08	17:08
三日市	7:25			
院内小学校前	7:30			
十文字		9:49	13:09	17:09
石 田・田 抓		9:51	13:11	17:11
仁賀保中学校前	7:34	9:52	13:12	17:12
杉 山	7:35	9:53	13:13	17:13
田角森	7:37	9:55	13:15	17:15
スマイル前	7:39	9:57	13:17	17:17
ビフレ前		9:59	13:19	17:19
マックスバリュにかほ前		10:02	13:22	17:22
平沢新町		10:07	13:27	17:27
仁賀保駅前	7:45	10:08	13:28	17:28

【仁賀保駅前発→釜ヶ台】

※印 降車専用バス停

バス停留所	1便	2便	3便
系統番号	②	③	④
仁賀保駅前	11:40	15:30	18:30
平沢新町	11:41	15:31	18:31
マックスバリュにかほ前	11:46	15:36	18:36
ビフレ前	11:49	15:39	18:39
スマイル前	11:51	15:41	18:41
田角森	11:53	15:43	18:43
杉 山	11:55	15:45	18:45
仁賀保中学校前	11:56	15:46	18:46
田 抓・石 田	11:58		
十文字	11:59		
院内小学校前		15:51	※18:51
三日市		15:56	※18:56
中 野	12:00	15:57	※18:57
小出診療所前	12:03	16:00	※19:00
伊勢居地	12:05	16:02	※19:02
寺 田	12:06	16:03	※19:03
畑	12:08	16:05	※19:05
畑 野	12:10	16:07	※19:07
下横森・横森	12:12	16:09	※19:09
上 坂	12:23	16:20	※19:20
冬 師	12:25	16:22	※19:22
下 坂	12:27	16:24	※19:24
釜ヶ台	12:30	16:27	※19:27

大竹線 時刻表 【運休】土曜・日曜・祝日・12/31~1/3

令和7年4月1日 適用

【金浦駅前→仁賀保駅前】

バス停留所	1便	2便	3便	4便	5便
系統番号	②	②	②	②	②
金浦駅前	7:20	9:40	11:40	14:00	16:20
保育園前	7:22	9:42	11:42	14:02	16:22
金浦郵便局前	7:25	9:45	11:45	14:05	16:25
マックスバリュ金浦店前	7:27	9:47	11:47	14:07	16:27
金浦庁舎前	7:28	9:48	11:48	14:08	16:28
夕日丘クリニック前	7:29	9:49	11:49	14:09	16:29
はまなす前	7:34	9:54	11:54	14:14	16:34
赤 石	7:37	9:57	11:57	14:17	16:37
前 川	7:39	9:59	11:59	14:19	16:39
金浦温泉前	7:42	10:02	12:02	14:22	16:42
大 竹	7:45	10:05	12:05	14:25	16:45
樋ノ口	7:49	10:09	12:09	14:29	16:49
堺	7:52	10:12	12:12	14:32	16:52
百目木	7:53	10:13	12:13	14:33	16:53
立居地	7:54	10:14	12:14	14:34	16:54
三日市	7:55	10:15	12:15	14:35	16:55
大竹線石田	7:57	10:17	12:17	14:37	16:57
田 抓	7:58	10:18	12:18	14:38	16:58
仁賀保中学校前	8:00	10:20	12:20	14:40	17:00
杉 山	8:01	10:21	12:21	14:41	17:01
田角森	8:03	10:23	12:23	14:43	17:03
スマイル前	8:05	10:25	12:25	14:45	17:05
ビブレ前	8:08	10:28	12:28	14:48	17:08
マックスバリュにかほ前	8:11	10:31	12:31	14:51	17:11
平沢新町	8:16	10:36	12:36	14:56	17:16
仁賀保駅前	8:17	10:37	12:37	14:57	17:17

【仁賀保駅前発→金浦駅前】

バス停留所	1便	2便	3便	4便	5便
系統番号	①	②	②	②	②
仁賀保駅前		8:30	12:50	15:10	17:30
平沢新町		8:31	12:51	15:11	17:31
マックスバリュにかほ前		8:36	12:56	15:16	17:36
ビブレ前		8:39	12:59	15:19	17:39
スマイル前		8:42	13:02	15:22	17:42
田角森		8:44	13:04	15:24	17:44
杉 山		8:46	13:06	15:26	17:46
仁賀保中学校前		8:47	13:07	15:27	17:47
田 抓		8:49	13:09	15:29	17:49
大竹線石田		8:50	13:10	15:30	17:50
三日市		8:52	13:12	15:32	17:52
立居地		8:53	13:13	15:33	17:53
百目木		8:54	13:14	15:34	17:54
堺		8:55	13:15	15:35	17:55
樋ノ口		8:58	13:18	15:38	17:58
大 竹	6:45	9:02	13:22	15:42	18:02
金浦温泉前		9:05	13:25	15:45	18:05
前 川	6:50	9:08	13:28	15:48	18:08
赤 石	6:52	9:10	13:30	15:50	18:10
はまなす前		9:13	13:33	15:53	18:13
夕日丘クリニック前	6:57	9:18	13:38	15:58	18:18
金浦庁舎前	6:58	9:19	13:39	15:59	18:19
マックスバリュ金浦店前	6:59	9:20	13:40	16:00	18:20
金浦郵便局前	7:01	9:22	13:42	16:02	18:22
保育園前	7:04	9:25	13:45	16:05	18:25
金浦駅前	7:06	9:27	13:47	16:07	18:27

上郷・長岡線 時刻表 【運休】日曜・祝日・12/31～1/3 【青字】土曜運休

令和7年4月1日 適用

【象潟駅前 → 湯の台】

※印 降車専用バス停

【湯の台 → 象潟駅前】

バス停留所	1便	2便	3便	4便	5便	6便
系統番号	②	②	①	④	③	③
象潟駅前	8:40	10:40	12:00	13:40	17:00	18:35
B&G海洋センター前	8:42	10:42	12:02		17:02	18:37
ねむの丘前	8:44	10:44	12:04		17:04	18:39
浜の町	8:47	10:47	12:07		17:07	18:42
商工会館前	8:49	10:49	12:09	13:42	17:09	18:44
象潟郵便局前	8:52	10:52	12:12	13:45	17:12	18:47
マックスバリュ前	8:54	10:54	12:14	13:47	17:14	18:49
市役所前	8:56	10:56	12:16	13:49	17:16	18:51
長岡倉庫前・長岡	9:02	11:02	12:22	13:55	※17:22	※18:57
石名坂	9:03	11:03	12:23	13:56	※17:23	※18:58
大飯郷			12:27			
大 森	9:08	11:08	12:32	14:01	※17:28	※19:03
上 村	9:09	11:09	12:33	14:02	※17:29	※19:04
下水岡・水岡	9:12	11:12	12:36	14:05	※17:32	※19:07
湯の台	9:13	11:13	12:37	14:06	※17:33	※19:08

バス停留所	1便	2便	3便	4便
系統番号	⑤	①	②	②
湯の台	7:05	9:20	11:20	14:20
水岡・下水岡	7:07	9:22	11:22	14:22
上 村	7:09	9:24	11:24	14:24
大 森	7:10	9:25	11:25	14:25
大飯郷	7:14	9:29		
石名坂	7:19	9:34	11:30	14:30
長岡・長岡倉庫前	7:21	9:36	11:32	14:32
市役所前	7:26	9:41	11:37	14:37
マックスバリュ前	7:28	9:43	11:39	14:39
象潟郵便局前		9:45	11:41	14:41
商工会館前		9:47	11:43	14:43
浜の町		9:49	11:45	14:45
ねむの丘前		9:52	11:48	14:48
B&G海洋センター前		9:55	11:51	14:51
象潟駅前	7:30	9:58	11:54	14:54

上郷・小滝線 時刻表 【運休】日曜・祝日・12/31～1/3 【青字】土曜運休

令和7年4月1日 適用

【象潟駅前 → 湯の台】

※印 降車専用バス停

バス停留所	1便	2便	3便	4便	5便	6便
運行系統	②	①	②	①	③	⑤
象潟駅前	8:20	10:30	12:45	13:50	17:00	18:35
浜の町		10:33		13:53	17:03	
ねむの丘前		10:36		13:56	17:06	
B&G海洋センター前		10:40		14:00	17:10	
商工会館前	8:22	10:42	12:47	14:02	17:12	
象潟郵便局前	8:24	10:44	12:49	14:04	17:14	
マックスバリュ前	8:26	10:46	12:51	14:06	17:16	18:37
体育館前・汐見町	8:28	10:48	12:53	14:08	17:18	18:39
御嶽公園前	8:29	10:49	12:54	14:09	※17:19	※18:40
松ヶ丘	8:34	10:54	12:59	14:14		
団地前	8:37	10:57	13:02	14:17	※17:20	※18:41
旭塚・小滝	8:42	11:02	13:07	14:22	※17:25	※18:46
白滝旅館前	8:43	11:03	13:08	14:23	※17:26	※18:47
奈曽滝前	8:44	11:04	13:09	14:24	※17:27	※18:48
西本郷	8:46	11:06	13:11	14:26	※17:29	※18:50
象潟病院前	8:47	11:07	13:12	14:27		
本郷	8:49	11:09	13:14	14:29	※17:30	※18:51
下村・横岡	8:53	11:13	13:18	14:33	※17:34	※18:55
舟岡	8:57	11:17	13:22	14:37	※17:38	※18:59
湯の台	8:59	11:19	13:24	14:39	※17:40	※19:01

【湯の台 → 象潟駅前】

バス停留所	1便	2便	3便	4便	5便
運行系統	④	④	①	①	①
湯の台	6:15	7:05	9:25	11:30	14:55
舟岡	6:17	7:07	9:27	11:32	14:57
横岡・下村	6:21	7:11	9:31	11:36	15:01
本郷	6:24	7:14	9:34	11:39	15:04
象潟病院前			9:36	11:41	15:06
西本郷	6:25	7:15	9:37	11:42	15:07
奈曽滝前	6:26	7:16	9:38	11:43	15:08
白滝旅館前	6:27	7:17	9:39	11:44	15:09
小滝・旭塚	6:29	7:19	9:41	11:46	15:11
団地前	6:33	7:23	9:45	11:50	15:15
松ヶ丘			9:49	11:54	15:19
御嶽公園前	6:34	7:24	9:53	11:58	15:23
汐見町・体育館前	6:36	7:26	9:55	12:00	15:25
マックスバリュ前	6:38	7:28	9:57	12:02	15:27
象潟郵便局前			9:59	12:04	15:29
商工会館前			10:01	12:06	15:31
B&G海洋センター前			10:03	12:08	15:33
ねむの丘前			10:06	12:11	15:36
浜の町			10:10	12:15	15:40
象潟駅前	6:40	7:30	10:13	12:18	15:43

【R9事業年度】(1)院内小出線②-1

		日	月	火	水	木	金	土	
令和 8年	10月	4	5	6	7	1	2	3	
		11	12	13	14	15	16	17	
		18	19	20	21	22	23	24	
		25	26	27	28	29	30	31	
	11月	1	2	3	4	5	6	7	
		8	9	10	11	12	13	14	
		15	16	17	18	19	20	21	
		22	23	24	25	26	27	28	
		29	30						
	12月			1	2	3	4	5	
		6	7	8	9	10	11	12	
		13	14	15	16	17	18	19	
		20	21	22	23	24	25	26	
		27	28	29	30	31			
令和 9年	1月								
							1	2	
		3	4	5	6	7	8	9	
		10	11	12	13	14	15	16	
		17	18	19	20	21	22	23	
	2月	24	25	26	27	28	29	30	
		31							
			1	2	3	4	5	6	
		7	8	9	10	11	12	13	
		14	15	16	17	18	19	20	
	3月	21	22	23	24	25	26	27	
		28							
			1	2	3	4	5	6	
		7	8	9	10	11	12	13	
		14	15	16	17	18	19	20	
	4月	21	22	23	24	25	26	27	
		28	29	30	31				
			1	2	3	4	5	6	
		7	8	9	10	11	12	13	
	5月	14	15	16	17	18	19	20	
		21	22	23	24	25	26	27	
		28	29	30	31				
			1	2	3	4	5	6	
	6月	7	8	9	10	11	12	13	
		14	15	16	17	18	19	20	
		21	22	23	24	25	26	27	
		28	29	30	31				
	7月		1	2	3	4	5	6	
		7	8	9	10	11	12	13	
		14	15	16	17	18	19	20	
		21	22	23	24	25	26	27	
		28	29	30	31				
	8月								
			1	2	3	4	5	6	
		7	8	9	10	11	12	13	
		14	15	16	17	18	19	20	
		21	22	23	24	25	26	27	
	9月	28	29	30	31				
		日	月	火	水	木	金	土	計
平日・土日		52	45	49	50	49	51	51	347
祝日		0	7	3	2	3	1	0	16
年末年始等		0	0	0	0	1	0	1	2

凡例

… 日曜

… 平日(月～金)

… 土曜

… 祝日

… 年末年始等

		日	平日					土	祝日	年末年始等	運行日数	運行回数	系統キ口
往路	(回/日)		3.0	3.0	3.0	3.0	3.0				244	732.0	27.7
	(回/年)	0.0	135.0	147.0	150.0	147.0	153.0	0.0	0.0	0.0			
復路	(回/日)										0	0.0	
	(回/年)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	244	732.0	

(注)「運行系統別輸送実績」では、路線型運行は1往復を運行回数1回(循環系統は1循環で運行回数1回)とするため、往路、復路はそれぞれ運行回数0.5回として記載(区域型運行は1運行で運行回数1回)。

【R9事業年度】(6)大竹線①

		日	月	火	水	木	金	土	
令和 8年	10月	4	5	6	7	1	2	3	
		11	12	13	14	15	16	17	
		18	19	20	21	22	23	24	
		25	26	27	28	29	30	31	
	11月	1	2	3	4	5	6	7	
		8	9	10	11	12	13	14	
		15	16	17	18	19	20	21	
		22	23	24	25	26	27	28	
		29	30						
	12月			1	2	3	4	5	
		6	7	8	9	10	11	12	
		13	14	15	16	17	18	19	
		20	21	22	23	24	25	26	
		27	28	29	30	31			
令和 9年	1月								
							1	2	
		3	4	5	6	7	8	9	
		10	11	12	13	14	15	16	
		17	18	19	20	21	22	23	
	2月	24	25	26	27	28	29	30	
		31							
			1	2	3	4	5	6	
		7	8	9	10	11	12	13	
		14	15	16	17	18	19	20	
	3月	21	22	23	24	25	26	27	
		28							
			1	2	3	4	5	6	
		7	8	9	10	11	12	13	
		14	15	16	17	18	19	20	
	4月	21	22	23	24	25	26	27	
		28	29	30	31				
			1	2	3	4	5	6	
		7	8	9	10	11	12	13	
	5月	14	15	16	17	18	19	20	
		21	22	23	24	25	26	27	
		28	29	30	31				
			1	2	3	4	5	6	
	6月	7	8	9	10	11	12	13	
		14	15	16	17	18	19	20	
		21	22	23	24	25	26	27	
		28	29	30	31				
	7月		1	2	3	4	5	6	
		7	8	9	10	11	12	13	
		14	15	16	17	18	19	20	
		21	22	23	24	25	26	27	
		28	29	30	31				
	8月								
			1	2	3	4	5	6	
		7	8	9	10	11	12	13	
		14	15	16	17	18	19	20	
		21	22	23	24	25	26	27	
	9月	28	29	30	31				
		日	月	火	水	木	金	土	計
平日・土日		52	45	49	50	49	51	51	347
祝日		0	7	3	2	3	1	0	16
年末年始等		0	0	0	0	1	0	1	2

凡例

...

日曜

...

平日(月～金)

...

土曜

...

祝日

...

年末年始等

365 (年間)

	日	平日					土	祝日	年末年始等	運行 日数	運行 回数	系統 キロ
		月	火	水	木	金						
往路	(回/日)	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0				244	1220.0	24.5
	(回/年)	0.0	225.0	245.0	250.0	245.0	255.0	0.0	0.0			
復路	(回/日)	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0				244	976.0	24.5
	(回/年)	0.0	180.0	196.0	200.0	196.0	204.0	0.0	0.0			

(注)「運行系統別輸送実績」では、路線型運行は1往復を運行回数1回(循環系統は1循環で運行回数1回)とするため、往路、復路はそれぞれ運行回数0.5回として記載(区域型運行は1運行で運行回数1回)。

244	1098.0
-----	--------

【R9事業年度】(7)上郷・小滝線①

		日	月	火	水	木	金	土	
令和 8年	10月					1	2	3	
		4	5	6	7	8	9	10	
		11	12	13	14	15	16	17	
		18	19	20	21	22	23	24	
		25	26	27	28	29	30	31	
	11月	1	2	3	4	5	6	7	
		8	9	10	11	12	13	14	
		15	16	17	18	19	20	21	
		22	23	24	25	26	27	28	
		29	30						
	12月			1	2	3	4	5	
		6	7	8	9	10	11	12	
		13	14	15	16	17	18	19	
		20	21	22	23	24	25	26	
		27	28	29	30	31			
令和 9年	1月								
	2月								
	3月								
	4月								
	5月								
	6月								
	7月								
	8月								
	9月								
		日	月	火	水	木	金	土	計
平日・土日		52	45	49	50	49	51	51	347
祝日		0	7	3	2	3	1	0	16
年末年始等		0	0	0	0	1	0	1	2

凡例

… 日曜

… 平日(月～金)

… 土曜

… 祝日

… 年末年始等

凡例

...

 日曜

...

 平日(月～金)

...

 土曜

...

 祝日

...

 年末年始等

		日	平日					土	祝日	年末年始等	運行日数	運行回数	系統キ口
往路	(回/日)		2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0			295	590.0	20.4
	(回/年)	0.0	90.0	98.0	100.0	98.0	102.0	102.0	0.0	0.0			
復路	(回/日)		3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0			295	885.0	20.4
	(回/年)	0.0	135.0	147.0	150.0	147.0	153.0	153.0	0.0	0.0			
											295	737.5	

(注)「運行系統別輸送実績」では、路線型運行は1往復を運行回数1回(循環系統は1循環で運行回数1回)とするため、往路、復路はそれぞれ運行回数0.5回として記載(区域型運行は1運行で運行回数1回)。

【R9事業年度】(8)上郷・小滝線③

		日	月	火	水	木	金	土	
令和 8年	10月	4	5	6	7	1	2	3	
		11	12	13	14	15	16	17	
		18	19	20	21	22	23	24	
		25	26	27	28	29	30	31	
	11月	1	2	3	4	5	6	7	
		8	9	10	11	12	13	14	
		15	16	17	18	19	20	21	
		22	23	24	25	26	27	28	
		29	30						
	12月			1	2	3	4	5	
		6	7	8	9	10	11	12	
		13	14	15	16	17	18	19	
		20	21	22	23	24	25	26	
		27	28	29	30	31			
令和 9年	1月								
							1	2	
		3	4	5	6	7	8	9	
		10	11	12	13	14	15	16	
		17	18	19	20	21	22	23	
	2月	24	25	26	27	28	29	30	
		31							
			1	2	3	4	5	6	
		7	8	9	10	11	12	13	
		14	15	16	17	18	19	20	
	3月	21	22	23	24	25	26	27	
		28							
			1	2	3	4	5	6	
		7	8	9	10	11	12	13	
		14	15	16	17	18	19	20	
	4月	21	22	23	24	25	26	27	
		28	29	30	31				
			1	2	3	4	5	6	
		7	8	9	10	11	12	13	
	5月	14	15	16	17	18	19	20	
		21	22	23	24	25	26	27	
		28							
			1	2	3	4	5	6	
	6月	7	8	9	10	11	12	13	
		14	15	16	17	18	19	20	
		21	22	23	24	25	26	27	
		28							
	7月								
			1	2	3	4	5	6	
		7	8	9	10	11	12	13	
		14	15	16	17	18	19	20	
		21	22	23	24	25	26	27	
	8月	28	29	30	31				
	9月								
			1	2	3	4	5	6	
		7	8	9	10	11	12	13	
		14	15	16	17	18	19	20	
		21	22	23	24	25	26	27	
		日	月	火	水	木	金	土	計
平日・土日		52	45	49	50	49	51	51	347
祝日		0	7	3	2	3	1	0	16
年末年始等		0	0	0	0	1	0	1	2

凡例

… 日曜

… 平日(月～金)

… 土曜

… 祝日

… 年末年始等

365 (年間)

		日	平日					土	祝日	年末年始等	運行日数	運行回数	系統キ口
往路	(回/日)		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0				244	244.0	16.7
	(回/年)	0.0	45.0	49.0	50.0	49.0	51.0	0.0	0.0	0.0			
復路	(回/日)										0	0.0	
	(回/年)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	244	122.0	

(注)「運行系統別輸送実績」では、路線型運行は1往復を運行回数1回(循環系統は1循環で運行回数1回)とするため、往路、復路はそれぞれ運行回数0.5回として記載(区域型運行は1運行で運行回数1回)。

令和8年6月24日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 にかほ市地域公共交通活性化協議会
住 所 秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1番地
代表者氏名 会長 佐々木 俊孝

理由書

本年度申請する地域公共交通計画の認定の申請において、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条に規定する地域公共交通計画の計画期間が、補助対象期間に満たない期間が6月以下である理由については下記の通りです。

記

にかほ市市地域公共交通計画の計画期間は、令和4年4月から令和9年3月末となっており、補助対象期間に満たない期間が6月あります。令和9年4月以降の次期計画については、計画期間満了日までに策定することを確約し、認定申請いたします。

にかほ市地域公共交通計画 策定について

1. 背景とこれまでの取り組み

本市では、利用しやすく将来にわたり持続可能な交通体系を構築する公共交通のマスタープランとして、令和4年3月に「にかほ市地域公共交通計画」を策定いたしました。

計画策定以降、交通弱者の移動手段としてきめ細やかなコミュニティバスの運行を行うとともに、実際の利用実績や地域住民からのご要望を随時踏まえながら、利用者の利便性向上に努めてまいりました。

本計画は今年度末をもって計画期間の期限を迎えることから、今後の本市の公共交通のあり方を示す「新たな地域公共交通計画」を、本年度、法定協議会である本協議会において策定するものです。

2. 計画策定に向けた基礎調査（令和7年度実績）

次期計画の策定にあたり、市では令和7年度において「地域交通調査分析支援事業」を実施いたしました。

本事業において、既存の乗降データの分析や、地域住民に対するアンケート調査およびヒアリング等を既に実施しており、地域の移動ニーズや交通空白の現状といった基礎的な課題整理を行っております。

3. 今後の進め方と計画への反映

次期計画の策定にあたっては、行政や交通事業者による既存路線の維持だけでなく、地域が主体となった交通体系の構築も視野に入れて検討を進めます。

今年度実施する「新たな地域公共交通運行に向けた組織立ち上げ支援事業」（※本日の「その他」案件にて説明）において、地域住民を対象としたワークショップ等を開催し、そこで出された意見や地域ニーズを新たな計画に反映させ、実効性の高い計画の策定を目指してまいります。

4. 今後の策定スケジュール（予定）

既にデータ収集を終えていることから、今後は以下のスケジュールで今年度内の計画完成を目指します。

【実施済】（令和7年度）： 基礎データの収集・分析、住民アンケート等

【～令和8年8月】： 計画の基本方針（方向性）および目標値等の検討・決定

【令和8年11月中旬～12月中旬】： パブリックコメント（意見公募）の実施

【令和8年度内】： 次期「にかほ市地域公共交通計画」の完成

にかほ市地域公共交通活性化協議会規約の改正について

1 背景

令和 5 年 4 月の道路運送法の改正（同年 10 月 1 日施行）により、これまで一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定または変更の協議は「地域公共交通会議」で行うこととされていたが、新たに道路運送法第 9 条第 4 項で規定する協議会において、必要な措置を講じた上で運賃及び料金の協議を行うことになった。

本市においては、市コミュニティバス等の運行形態、運行時刻および運賃等について協議を行っていたところであるが、法改正の趣旨を踏まえ、本協議会の下部組織として、当該運賃等に係る協議を行うための「運賃協議専門部会」を新たに設置することとし、合わせて設置要綱を制定しようとするものである。

また、市役所内の組織再編により部署名の変更に伴う委員名称があったことから、規約等を一部改正しようとするものである。

2 運賃協議専門部会設置要綱の設定（案）

にかほ市地域公共交通活性化協議会運賃協議専門部会設置要綱（案）

……………資料 6－2

3 にかほ市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約（案）

にかほ市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約

……………資料 6－3

にかほ市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約（案）

にかほ市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約

にかほ市地域公共交通活性化協議会規約（平成 28 年 7 月制定）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「及び運賃・料金等」を削除する。

第 3 条第 5 項中「市運営有償運送」を「自家用有償運送」に改める。

別表第 3 号中「にかほ市建設部長」を「にかほ市農林水産建設部長」に改める。

別表第 3 号中「秋田県にかほ警察署長」を「由利本荘警察署長」に改める。

附 則

この規約は、令和 8 年 6 月 23 日から施行する。

にかほ市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正

新旧対照表

新	旧
にかほ市地域公共交通活性化協議会規約	にかほ市地域公共交通活性化協議会規約
第 1 条～第 2 条 略 （事業）	第 1 条～第 2 条 略 （事業）
第 3 条 協議会は第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。	第 3 条 協議会は第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。
（1）～（3） 略	（1）～（3） 略
（4）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の様態に関すること。	（4）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の様態及び運賃・料金等に関すること。
（5） <u>自家用有償運送</u> の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。	（5） <u>市運営有償運送</u> の必要性及び旅客からの収受する対価に関すること。
（6）～（7） 略	（6）～（7） 略
4 条～第 19 条 略	4 条～第 19 条 略
附 則	附 則
この規約は、令和 8 年 6 月 23 日から施行する。	この規約は、令和 7 年 6 月 23 日から施行する。

にかほ市地域公共交通活性化協議会運賃協議専門部会設置要綱（案）

令和 8 年 6 月 2 3 日制定

（設置）

第 1 条 にかほ市地域公共交通活性化協議会運賃協議専門部会（以下「専門部会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第 9 条第 4 項に規定する路線又は営業区域に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）に関する事項を協議するため、にかほ市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第13条第 1 項の規定に基づき設置する。

（協議事項）

第 2 条 専門部会は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送に係る運賃等に関する事項を協議するものとする。

（組織）

第 3 条 専門部会は、下表に掲げる委員をもって組織する。

（会長）

第 4 条 専門部会長は、にかほ市副市長をもって充てる。

（会議の運営等）

第 5 条 専門部会は、専門部会長が招集し、専門部会長が議長となる。

2 専門部会の運営については、規約第 9 条第 2 項から第 6 項、第10条、第11条及び第14条を準用するものとする。

附則

この要綱は、令和 8 年 6 月 2 3 日から施行する。

区 分		委 員
法第9条第4項 第1号の委員	当該路線等を その区域に含む市町村	にかほ市長 又はその指名する者
法第9条第4項 第2号の委員	当該運賃等を定めようとする 一般乗合旅客自動車運送事業者	当該運賃等を定めようとする 一般乗合旅客 自動車運送事業者
法第9条第4項 第3号の委員	当該路線等を管轄する 地方運輸局長	東北運輸局 秋田運輸支局長 又はその指名する者
法第9条第4項 第4号の委員	関係住民の意見を代表する者として市 町村が指名する者	当該路線の関係地域 地域公共交通利用者

にかほ市地域公共交通活性化協議会規約

（目的）

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、同法第 5 条に規定する地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議及び実施に係る連絡調整を行うため、並びに道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、にかほ市内の各地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、各地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議及び調整するために、にかほ市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第 2 条 協議会は、事務所を秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田 1 番地に置く。

（事業）

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の様態に関すること。
- (5) 自家用有償運送の必要性及び旅客からの収受する対価に関すること。
- (6) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第 4 条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) にかほ市
- (2) 公共交通事業者
- (3) 東北運輸局、秋田県、道路管理者及び公安委員会
- (4) 住民、地域公共交通の利用者
- (5) 関係団体
- (6) 学識経験者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

2 にかほ市は、協議会を代表する。

- 3 協議会に委員を置き、委員は第1項各号の区分に応じ、別表のとおりとする。
- 4 協議会に専門的知識を有するアドバイザー等を置くことができる。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(会長及び副会長)

第6条 会長は、にかほ市副市長をもって充てる。

- 2 会長は、その会務を総理する。
- 3 副会長は、委員の互選により定める。
- 4 副会長は、会長を補佐し、協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(監事)

第7条 監事は、委員の互選により定め、次に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の業務の執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 監査の結果を会長に報告すること。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠又は増員による委員は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議決方法は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開とすることができる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面審議)

第10条 会長は、軽微な変更に限り、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面審議により、議事を決することができる。

- 2 前条第3項の規定は、前項の規定について準用する。

(協議結果の尊重義務)

第11条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第12条 協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第13条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、にかほ市企画振興部連携推進課に置く。
3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第15条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第17条 協議会は、委員に対し、報酬及び費用弁償を支給することができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年7月11日から施行する。

(会議招集の特例措置)

2 第1回目の会議は、第9条第1項の規定にかかわらず、にかほ市長が招集する。

(委員の任期の特例措置)

3 協議会の設立初年度の第8条に定める委員の任期は、同条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成30年6月26日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

この規約は、令和3年6月4日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この規約は、令和4年5月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

この規約は、令和7年6月23日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

この規約は、令和8年6月23日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表（第４条関係）

区分	協議会を構成する委員
第４条第１項第１号	にかほ市長又はその指名する者
第４条第１項第２号	東日本旅客鉄道株式会社秋田支社長又はその指名する者
	羽後交通株式会社取締役社長又はその指名する者
	株式会社象潟合同交通代表取締役社長又はその指名する者
第４条第１項第３号	国土交通省東北運輸局秋田運輸支局長又はその指名する者
	秋田県観光文化スポーツ部長又はその指名する者
	秋田県由利地域振興局総務企画部長又はその指名する者
	東北地方整備局秋田河川国道事務所長又はその指名する者
	秋田県由利地域振興局建設部長又はその指名する者
	にかほ市農林水産建設部長又はその指名する者
	秋田県由利本荘警察署長又はその指名する者
第４条第１項第４号	秋田県が設置する公共交通に関する協議会委員（地域公共交通利用者）
	象潟自治会長連絡協議会（上郷地区地域公共交通利用者）
	金浦自治会長連絡協議会（大竹地区地域公共交通利用者）
	仁賀保地区自治会代表会（小出地区地域公共交通利用者）
	仁賀保地区自治会代表会（釜ヶ台地区地域公共交通利用者）
	公募委員
第４条第１項第５号	にかほ市商工会会長又はその指名する者
	一般社団法人にかほ市観光協会会長又はその指名する者
	にかほ市社会福祉協議会会長又はその指名する者
	にかほ市老人クラブ連合会会長又はその指名する者
	にかほ市地域婦人団体連絡協議会会長又はその指名する者
	にかほ市ＰＴＡ連合会会長又はその指名する者
第４条第１項第６号	学識経験者
第４条第１項第７号	にかほ市商工観光部長又はその指名する者
	にかほ市市民福祉部長又はその指名する者
	にかほ市教育委員会教育次長又はその指名する者

令和8年度 にかほ市 地域公共交通 人材育成プロジェクト案

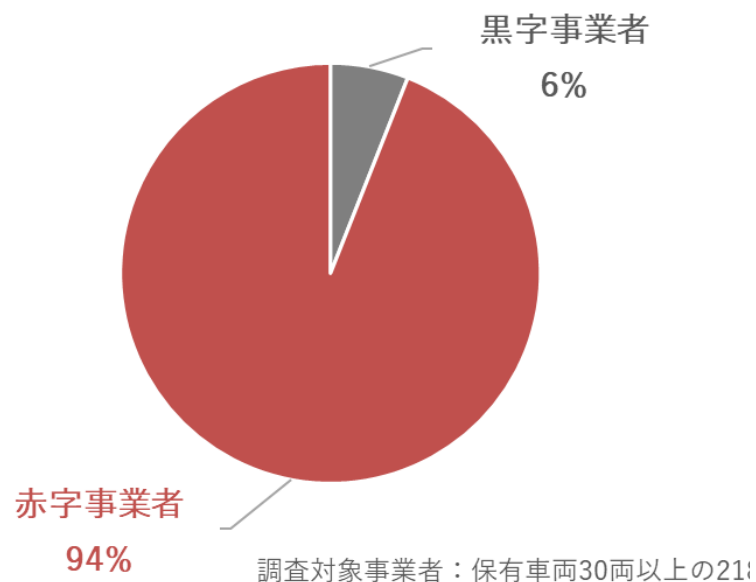
2026/5/25

1. 全国的に路線バスの廃止の状況

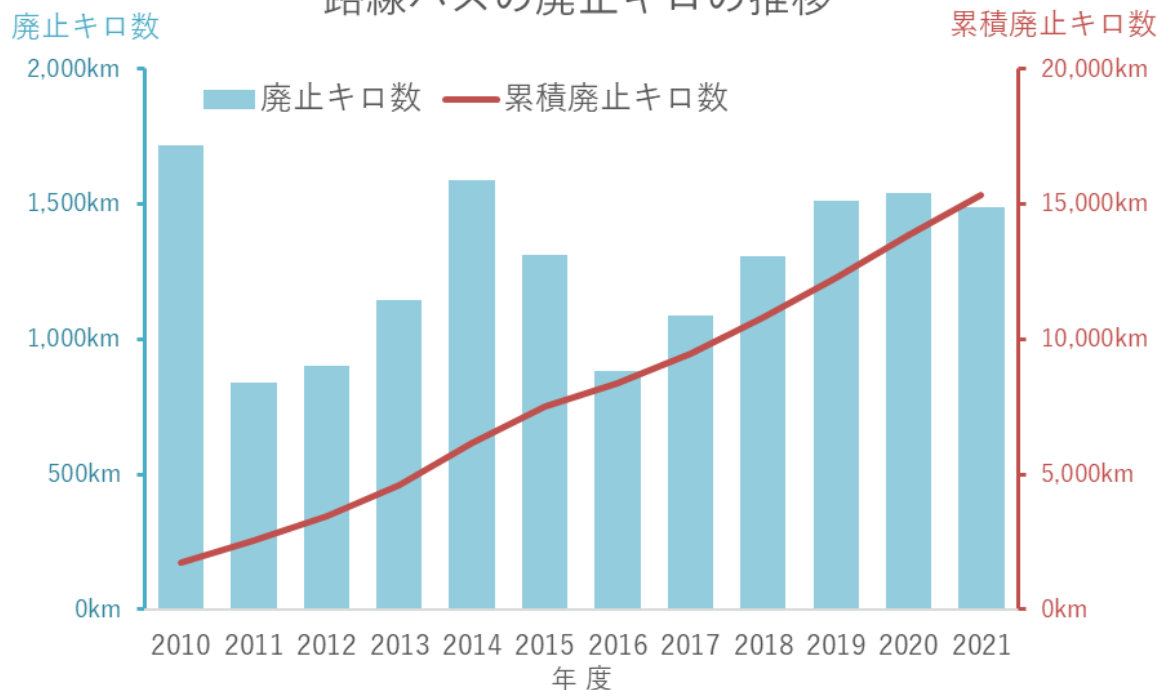
全国のバス事業者の**94%**は赤字を計上

2010年以降に廃止されたバス路線は**15,000キロ**※以上

乗合バス事業者の収支状況（2021年度）



路線バスの廃止キロの推移



2. 路線バスが抱える問題点

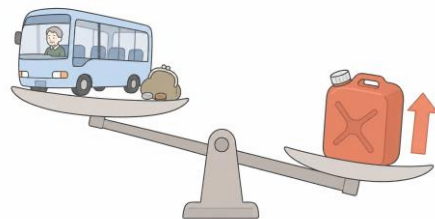
① 運転手不足と高齢化

- 運転手の高齢化が進み、若年層人材の確保が困難な状況
- 秋田県のバス運転士の平均年齢は51.8才
- 秋田県のバス運転手の平均賃金は277万円(全国平均461万円)
- 将来的にバスを運転する担い手がなくなる？



② 収益性の低下

- 運賃収入の減少、燃料費の高騰・人件費の上昇により収益悪化
- 働き方改革で長時間労働ができなくなる(より多くの人が必要)
- 赤字路線や深夜営業など、採算が取りづらい運行が経営を圧迫している



③ 地域公共交通の維持

- 地域の公共交通を維持するために、自治体の支援が不可欠
- 公共交通が不便だから免許返納が進まない、
利用者が少ないから運行本数の減便、廃止へとつながる
- 本当に公共交通が必要な人の生活の足がなくなる



3. にかほ市のコミュニティバス

路線図

至 羽後本荘

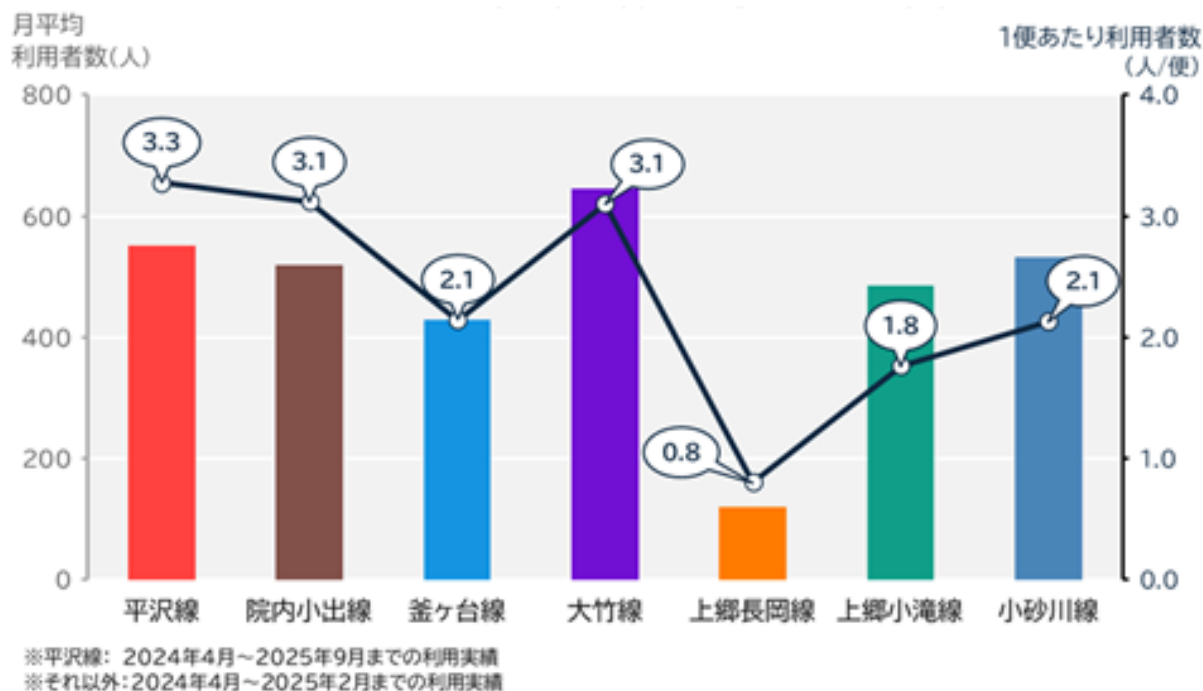
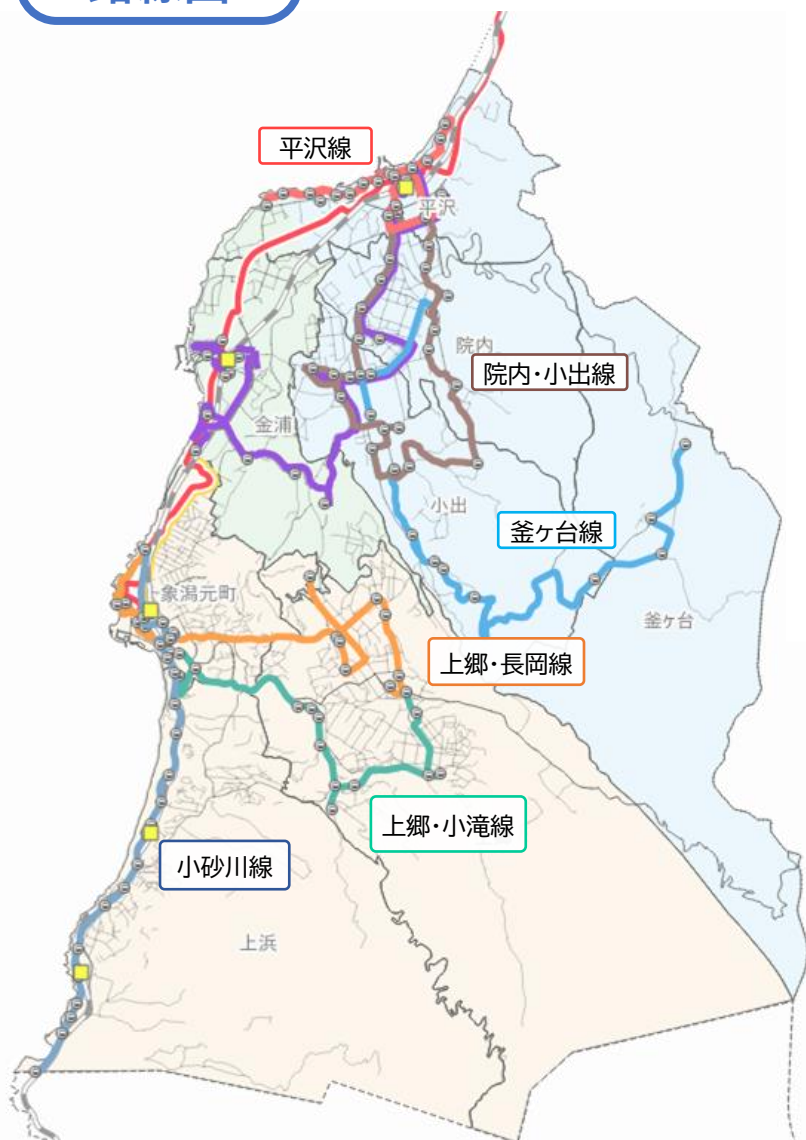


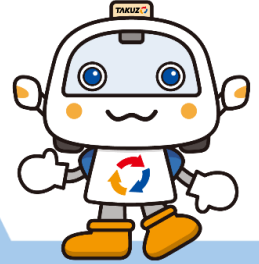
図 コミュニティバスの月平均利用者数と1便あたりの乗車人数

コミュニティバスの運行経費は市の負担

10年後、20年後も今の
コミュニティバスが維持できるか？

そこそこ

地方には、**便利**な**交通環境**が必要!!



事業者によし



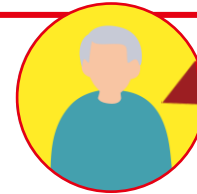
- 適性運賃と利用者増による収入増
- 限られた運転手でひとりでも多くの乗客を輸送

持続可能な交通のための

三方よしの交通



利用者によし



- 車がなくても生活が続けられる移動環境の確保
- ほどよいサービスに見合った運賃設定

社会によし



- お金をかけずに地域にとってちょうどよい公共交通を維持していく
- 住民が元気に暮らせる地域をみんなで創っていく

県内の他地域での事例

みんなで育てる！新しい地域交通プロジェクト

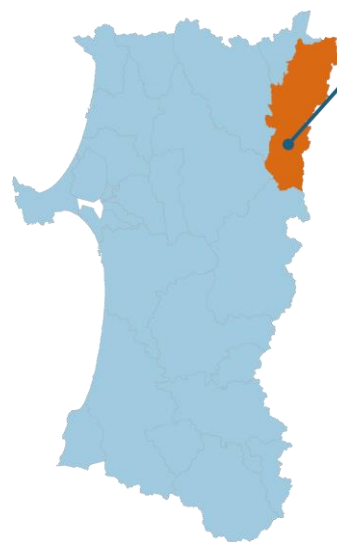
- ① 鹿角市八幡平地区
- ② 大仙市太田地域



① 鹿角市八幡平地区の事例(1/3)

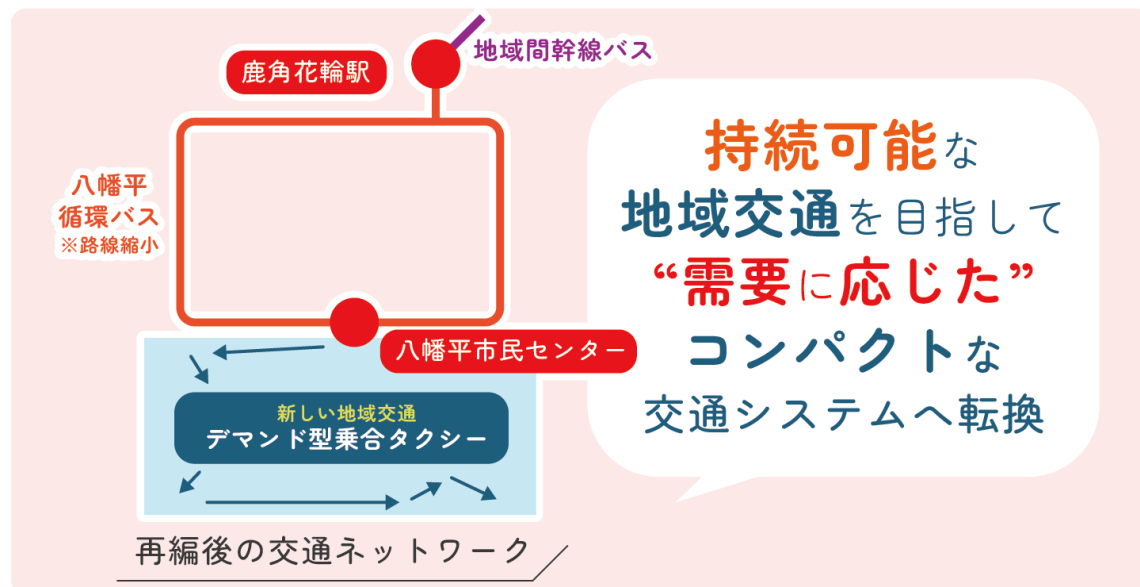
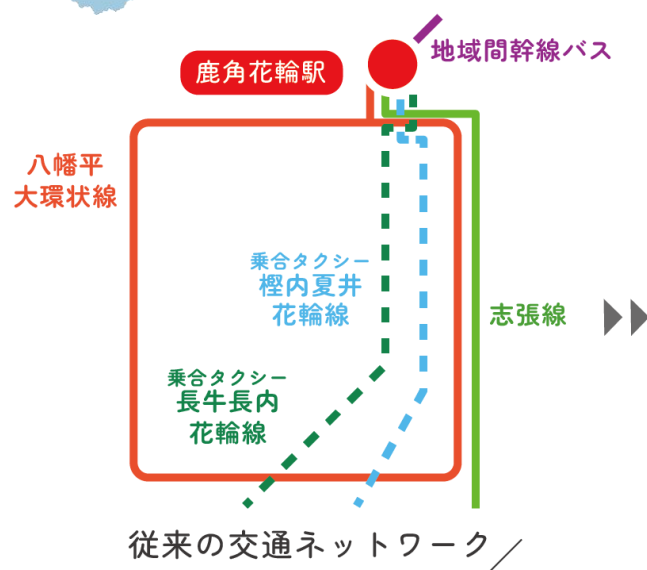
鹿角市八幡平地区の概況

【人口】3,249人 【世帯数】1,384世帯 ※R7.9.30時点



鹿角市八幡平地区

- **背景**：燃料費高騰、運行経費増大、運転手不足により、鹿角市内の民間公共交通サービスの維持が困難になっていた。八幡平地区では、「八幡平大環状線」の縮小、「志張線」の廃止が決定し、既存交通サービスの再編が急務となっていた。
- **目指す方向性**：地域住民が主体となり、持続可能で、誰もが安心して利用できる「**地域で育てる公共交通サービス**」の構築を目指し、地域の実情と住民の声を踏まえ、行政・事業者・住民が協力し、地域全体で支える交通体系の実現により、八幡平地区の持続可能な発展を図ることとした。



① 鹿角市八幡平地区の事例(2/3)

地域住民参加型ワークショップ(みんなで育てる！新しい地域交通プロジェクト)

合計2回の住民ワークショップを開催し、地域交通の現状課題および地域内での移動における困りごとや今後新たに運行する「八幡平デマンド交通」のサービス案を議論

開催概要

<開催日> 令和6年11月17日(日) 9:30~12:00
令和7年1月18日(土) 9:30~12:00

<参加者> 八幡平地域づくり協議会、自治会長、
民生委員など

< 議題 >

- 八幡平地区の強み、弱み
- 自分自身が移動手段において困っていること
- 家族や近所の人が移動手段において困っていること
- みんなが使いたくなる地域交通サービス案
- たくさんの利用者を支えるために自分たちができること



① 鹿角市八幡平地区の事例(3/3)

八幡平地区デマンド型乗合タクシー実証運行



- 令和7年10月から、八幡平地区デマンド型乗合タクシーの実証運行を開始。
- また、市・交通事業者・地域の協議会で構成する八幡平地区デマンド型乗合タクシー運行協議会を設置し、地域と行政が協働して利用促進に取り組む体制を構築。今後は、タクシー事業者の人手不足への対応として、住民ドライバーの活用等についても検討を進めている。
- 本事例は、移動手段の確保にとどまらず、地域住民が集う拠点づくりなども含め、地域交通再編に住民が主体的に関わっている点が特徴。

<運行便数と平均乗合率(令和7年10月1日~12月27日)>

- ・ 1日あたりの平均利用者数は6.3名となっている。
- ・ 1便あたりの平均乗車人数率(※総利用者数÷総運行便数)は、**2.01名/便**となっており、秋田県の補助要件1.0名を超える乗車人数となっている。
- ・ 全体の**58%の便で2名以上が乗車**しており、高い乗合効果が見られる。

運行便数	188便
運行日数	60日
1日あたりの平均利用者数	6.3名
1便当たりの平均乗車人数	2.01名/便
2名以上が乗車している便数	109便
2名以上が乗車している便の割合	58.0%

秋田県内の他自治体での平均乗合率(2名以上乗車している割合)は18~20%程度

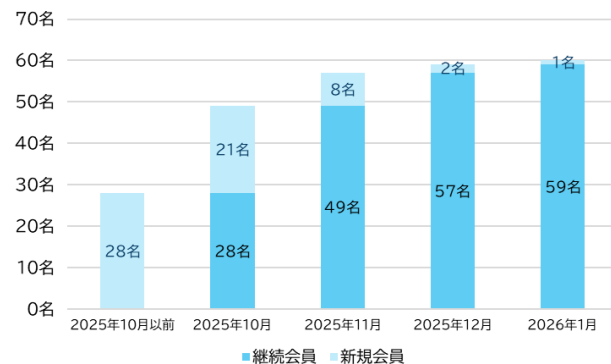


図.登録者の推移



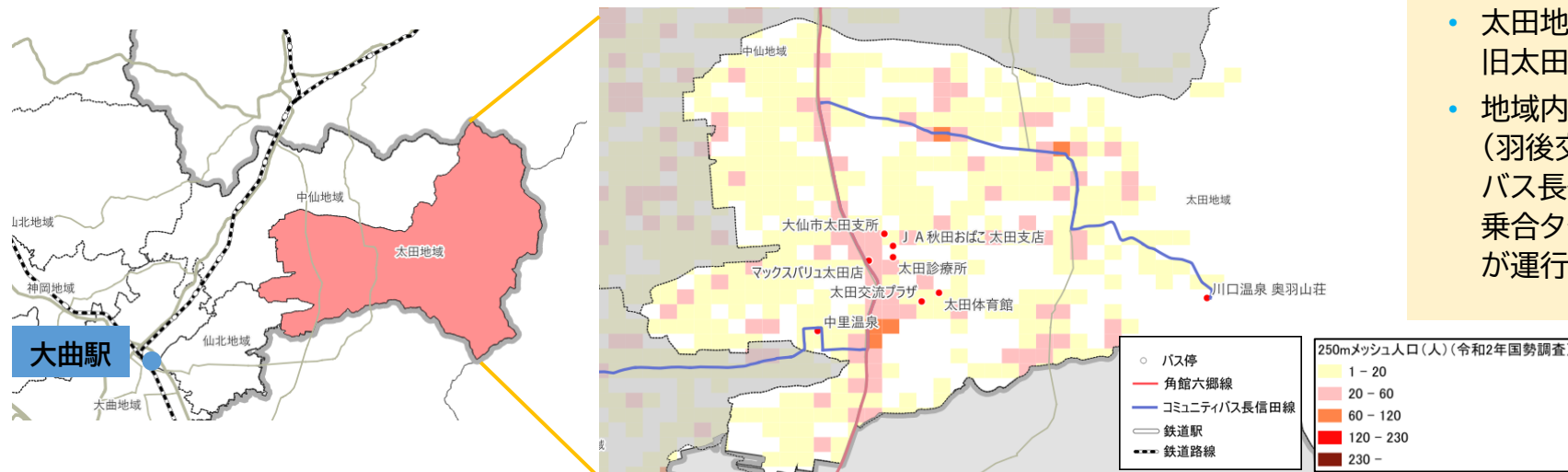
図.令和7年度実証運行の様子

② 大仙市太田地域の事例(1/3)

大仙市太田地域の概況

大仙市太田地域

【人口】5,710人 【高齢化率】40.5% ※令和2年国勢調査



- 太田地域は市の南東部、旧太田町の区域に相当
- 地域内には、角館六郷線（羽後交通）、コミュニティバス長信田線、太田地域乗合タクシー（地域全域）が運行している

- 大仙市では、令和2年度に実施した公共交通の再構築を踏まえ、近隣市町を結ぶ幹線として路線バスを維持し、その支線としてコミュニティバスや乗合タクシーを運行することで、交通網の維持に努めてきた。
- しかし近年は、利用者の減少、運転手不足、市の財政負担の増加が深刻な課題となっている。加えて、乗合タクシーについては、高齢化の進行により停留所までの移動が困難な利用者が増加しており、新規利用者の確保も難しい状況にある。
- このような状況を踏まえ、今後も持続可能な公共交通を維持するため、コンパクトな交通体系への再編を目指し、令和7年度は、その具体化に向けて地域住民との対話を通じた太田地域の交通再編に関するワークショップの開催および運行計画案の策定を行った。

② 大仙市太田地域の事例(2/3)

みんなで育てる！新しい地域交通プロジェクト

合計2回の住民ワークショップを開催し、地域交通の現状課題および地域内での移動における困りごとや、令和8年度から実証運行を行う乗合タクシー再編に係るサービス案を議論

開催概要

<開催日> 令和7年12月12日(金) 13:30~15:30
令和8年1月25日(日) 13:30~16:30

<参加者> 集落代表、民生委員、太田地域協議会
など

< 議題 >

- 太田地域の強み、弱み
- 自分自身、家族・近所の人が移動手段において困っていること
- 他地域の事例を参考に、太田地域でも取り入れてみたいこと
- みんながつかいたくなる地域交通サービス
- 実証運行成功のために！みんなでなにができる？
- やってみよう！宣言



※第2回目は警報級の大雪の中、12名が参加！

② 大仙市太田地域の事例(3/3)

実証運行案

運行エリア	太田地域内
乗降場所	・ 自宅または自宅近くからの乗車 ・ 太田地域内の事前に設定した目的地や、利用者が任意に設定した目的地（太田地域内であれば自由乗降可）
運行日	平日（月～金）
時間	8：30～16：30 ※長信田線と接続する時間帯は、目安時刻運行とする
運賃	都度払い 600 円 1 日乗り放題 1,000 円 定額乗り放題 3,600 円/月 ※都度払い運賃は現状 300 円だが、自宅から目的地までのドア・ツー・ドア型とするため、財政負担軽減の観点からも値上げを検討する。
運行形態	一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）
運行事業者	大曲タクシー、中仙タクシー
運行車両	太田支所の乗継需要をカバーするため、可能であればミニバンタイプやジャンボタイプ（5 人～9 人程度乗車可能）の活用を検討
乗車予約	・ 電話予約またはアプリでの予約 ※配車受付センターは従来通りタクシー会社が担うが、住民による受付業務の協力も検討

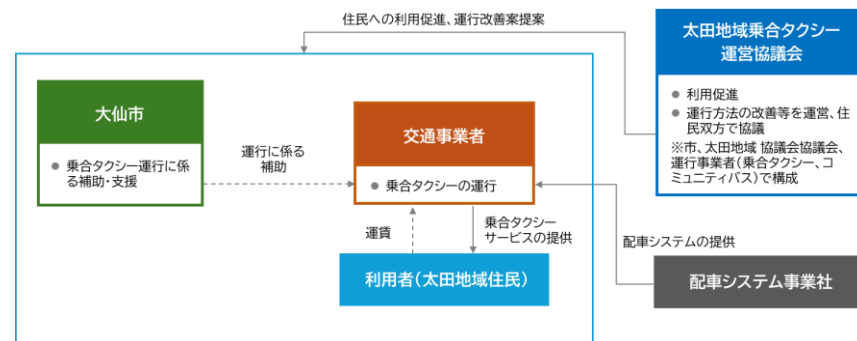


図.運行スキーム

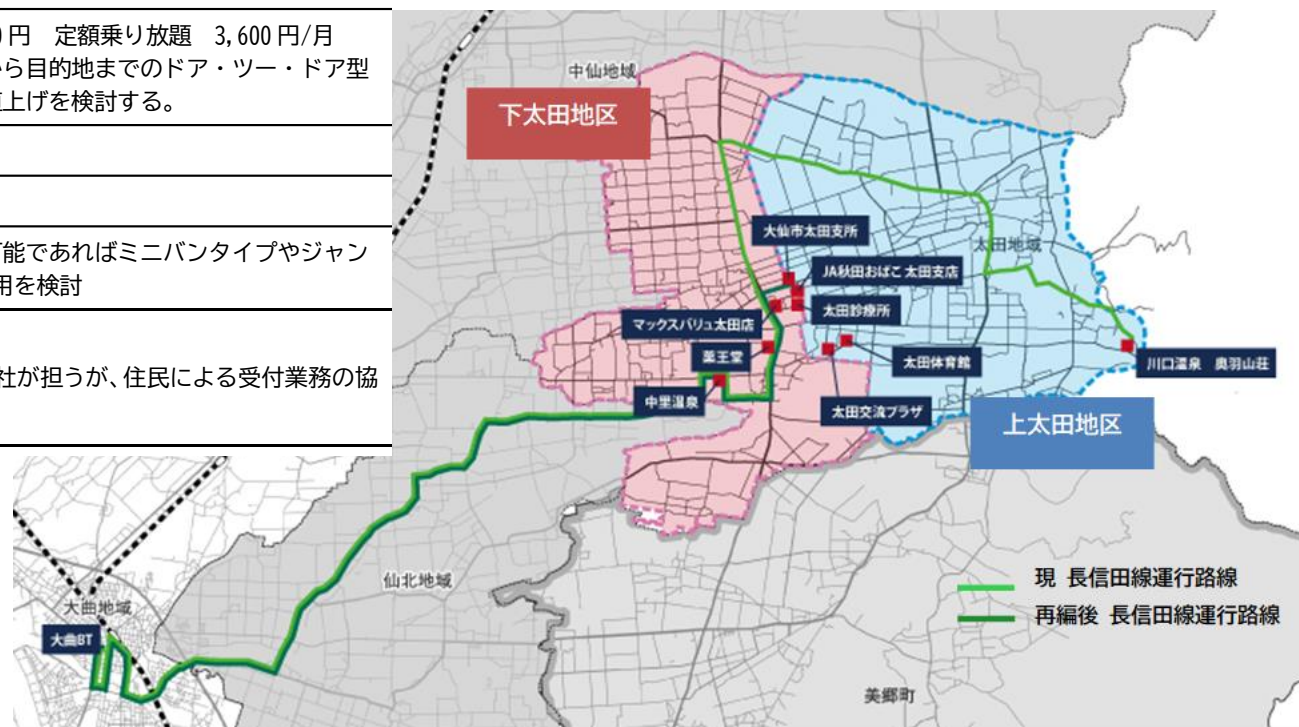
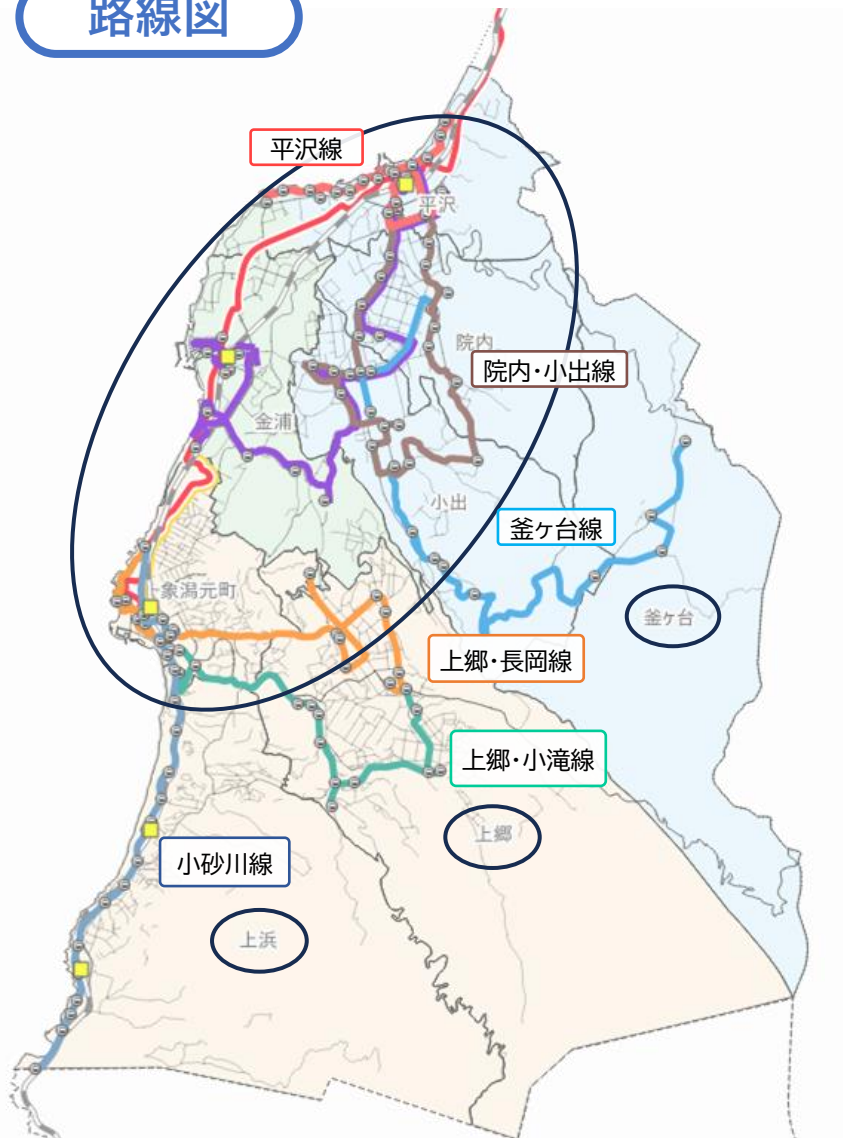


図.運行エリア

4. 令和8年度のスケジュール案

至 羽後本荘

路線図



事前準備
(6月～8月)

各地区で考えてもらう資料の作成、
関係者との調整など

地区別勉強会
意見交換会
(9月～12月)

- ・ 釜ヶ台地区
- ・ 上郷地区
- ・ 上浜地区
- ・ その他の地区

第1回
知る
9月上旬

第2回
考える
10月

第3回
動き出す
12月

各地区で交通を考える会の立ち上げ
(1月～)